

令和3年第1回定例会（第4号）

令和3年3月5日（金曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第12号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第13号 七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第14号 七飯町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第15号 七飯町介護保険条例一部改正について
- 日程第 6 議案第16号 七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第17号 七飯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第18号 令和2年度七飯町一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 9 議案第19号 令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第20号 令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第21号 令和2年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第22号 令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第23号 令和2年度七飯町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第24号 町道路線の認定について
- 日程第15 議案第25号 令和2年度七飯町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第16 報告第 1号 令和3年度一般社団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について
- 日程第17 議案第 2号 令和3年度七飯町一般会計予算
- 日程第18 議案第 3号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計予算
- 日程第19 議案第 4号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第 5号 令和3年度七飯町介護保険特別会計予算
- 日程第21 議案第 6号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計予算
- 日程第22 議案第 7号 令和3年度七飯町水道事業会計予算
- 日程第23 議案第 8号 令和3年度七飯町下水道事業会計予算

○出席議員（18名）

議 長	18番	木 下 敏	副 議 長	17番	青 山 金 助
	1番	横 田 有 一		2番	神 崎 和 枝
	3番	平 松 俊 一		4番	池 田 誠 悦
	5番	田 村 敏 郎		6番	稲 垣 明 美
	7番	畑 中 静 一		8番	長 谷 川 生 人
	9番	上 野 武 彦		10番	坂 本 繁
	11番	澤 出 明 宏		12番	中 島 勝 也
	13番	川 村 主 税		14番	中 川 友 規
	15番	若 山 雅 行		16番	川 上 弘 一

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 中 宮 安 一

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	宮 田 東	総 務 部 長	鈞 谷 隆 士
民 生 部 長	杉 原 太	経 済 部 長	青 山 芳 弘
総務部総務財政課長	倍 楼 司	総務部情報防災課長	若 山 みつる
総務部政策推進課長	中 村 雄 司	総 務 部 税 務 課 長	広 部 美 幸
会 計 課 長	青 山 栄久雄	民 生 部 住 民 課 長	清 野 真 里
民生部環境生活課長	磯 場 嘉 和	民 生 部 福 祉 課 長	村 山 德 收
民生部子育て健康支援課長	岩 上 剛	経 済 部 商 工 観 光 課 長	福 川 晃 也
経済部農林水産課長	田 中 正 彦	経 済 部 土 木 課 長	佐々木 陵 二
経済部都市住宅課長	川 島 篤 実	経 済 部 上 下 水 道 課 長	笠 原 泰 之

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教 育 長 與 田 敏 樹

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育次長兼学校教育課長	扇 田 誠	生涯教育課長	竹 内 圭 介
学校給食センター長	柴 田 憲	スポーツ振興課長	川 崎 元

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事 務 局 長 田 中 正 彦

○選挙管理委員会委員長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

書 記 長 倍 楼 司

○本会議の書記

事 務 局 長	関 口 順 子	書 記	妹 尾 洋 兵
書 記	佐々木 宏 美		

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

7 番 畑 中 静 一

8 番 長谷川 生 人

午前10時00分 開議

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年第1回七飯町議会定例会の本日の会議を開きます。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

7番 畑 中 静 一 議員

8番 長谷川 生 人 議員

以上2議員を指名いたします。

日程第2

議案第12号 七飯町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第2 議案第12号七飯町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第12号七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案説明申し上げます。

改正する内容については、お手元に配付されております議案関係資料の5ページ、資料5の七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1の改正理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、七飯町国民健康保険税条例の改正が必要のため、所要の一部改正を行うものです。

次に、2の改正内容といたしまして、国民健康保険税の長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる

規定の整備並びに新型コロナウイルス感染症の定義にかかる文言の改正を行います。

3の施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行します。

次に、4の経過措置といたしまして、この条例による改正後の附則第6項及び第7項の規定については、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。

新旧対照表につきましては、次の6ページ、資料6に添付してございますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第12号七飯町国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第13号 七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第3 議案第13号七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） それでは、議案第13号七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正に

ついて、提案説明を申し上げます。

議案関係資料の8ページ、資料7の七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1、改正理由でございますが、国の介護保険事業である地域支援事業実施要綱が改正され、町で実施している生きがい活動通所支援事業と同様の事業が新たに示されたことから、七飯町保健福祉在宅サービス条例の改正が必要なため、所要の一部を改正するものでございます。

2、改正内容については、生きがい活動通所支援事業にかかる規定を削る改正を行います。

3、施行期日は、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

新旧対照表については、別紙9ページに添付してございますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） それでは、質問させていただきます。今回の介護保険条例の一部を改正するという事で、引き上げと申しますか、保険料の引き上げが提案されております。これでいきますと……。

○議長（木下 敏） ちょっと上野議員に申し上げます。

今の議案第13号で、保健福祉在宅サービス条例の一部改正で、介護保険条例は日程第5で議案第15号ですけれども、多分、勘違いして質問しているのかなど。介護保険料率のことはまだ話をされていないので。

○9番（上野武彦） 介護でなかったか。

○議長（木下 敏） 保健福祉在宅サービス条例の一部改正についてを今議題にしているのです。

○9番（上野武彦） 失礼しました。間違えました。

○議長（木下 敏） お気をつけください。

ほか、質疑ございませんか。

神崎和枝議員。

○2番（神崎和枝） それでは、生きがい活動通所支援事業、家に閉じこもりな高齢者に対して、社会的孤立感の解消とか自立生活の、その部分がなくなるということですが、七飯町を見渡すと、独居老人で家に閉じこもりがちな高齢者が随分目立っているのですけれども、その部分で活用があまりなかったのか、それとも別なメニューがあるのか、ちょっとそのあたりをお知らせしていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） ただいまの御質問なのですが、生きがいデイサービス、いわゆる生きがいデイサービスなのですが、こちら、今後予定している重層的支援体制整備事業というものを今、七飯町で企画しております。その中で、地域づくり事業というところで、地域づくりをコーディネートする機能としまして、一般介護予防事業の地域活動支援の部分で、今現在行っている介護保険事業の地域支援事業の総合事業、一般介護予防事業の地域介護予防活動支援事業、こちらのほうに移行させます。生きがいデイサービスの内容についてはこちらに移行しますが、内容はほぼ一緒という形になります。なお、今現在利用されている方々については、先週から今週にかけて説明を行っておりまして、おおむね了承いただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第13号七飯町保健福祉在宅サービス条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第14号 七飯町国民健康保険条例
の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第4 議案第14号七飯町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第14号七飯町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案説明申し上げます。

改正する内容については、お手元に配付されております議案関係資料の11ページ、資料9の七飯町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1の改正理由といたしまして、新型インフルエンザ等対策措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、七飯町国民健康保険条例の改正が必要なため、所要の一部改正を行うものです。

次に、2の改正内容といたしまして、新型コロナウイルス感染症の定義にかかる文言の改正を行います。

次に、3の施行期日といたしまして、この条例は、公布の日から施行します。

新旧対照表につきましては、次の12ページ、資料10に添付してございますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

横田有一議員。

○1番（横田有一） ちょっと聞きたいのですが、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス）（令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に感染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）というふうになっていきますけれども、最近、イギリスから出た異形種というのですか、ああいうのとか、そういうのは該当

しないというふうな考え方、あくまでもWHOが出した中国から発生したものに限りということですね。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 今回の改正につきましては、附則のほうでもともと定義づけられていたものでございます。それを明確に、本則において明確にするために文言の整理を行ったものだけで、今回の取り扱いについては全く変わりはありません。それによって引用されている国民健康保険条例の一部のほうも、それを引用しなければならぬために整理したという形だけの定義になっております。また、取り扱いについては、以前と変更はない形となっておりますので、御理解のほどお願いいたします。（発言する者あり）

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 申し訳ありません。変異型が含まれるか含まれないかということで、以前と同様に含まれる形になってございますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下 敏） 横田有一議員。

○1番（横田有一） ということは、文言の整理だけということで、それについては含まれて、その中で対応できますよということでしょうか。

○議長（木下 敏） 住民課長。

○住民課長（清野真里） 先ほど答弁いたしましたけれども、本則のほうには定義されてございませんので、附則のほうでこの案件については定義されておりました。それで、国のほうでは、より明確にするために本則に定義したということで、横田議員のおっしゃるとおりでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第14号七飯町国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第15号 七飯町介護保険条例の一部改正について

○議長(木下 敏) 日程第5 議案第15号七飯町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(村山徳収) 議案第15号七飯町介護保険条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

議案関係資料の13ページ、資料11の七飯町介護保険条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1、改正理由でございますが、介護保険法第117条の規定による第8期七飯町介護保険事業計画における介護保険料基準額等の改定に加え、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う改正が必要なため、七飯町介護保険条例の一部改正を行うものでございます。

2、改正内容といたしましては、(1)として、保険料率の適用年度を令和3年度から令和5年度までとし、次の区分に応じてそれぞれ次のとおり改正いたします。

表の改正内容ですが、左から、区分、改正条項、改正前、改正後となっております。

まず、区分の第1段階から第9段階ごとに改正条項等でございますが、第2条第1項関係の介護保険料の改正を説明させていただきます。

第1段階が改正前、「3万3,600円」が、改正後、「3万5,700円」、第2段階、「5万400円」が「5万3,550円」、第3段階が、第2条第1項関係、「5万400円」から「5万3,550円」、第4段階、「6万480

円」が「6万4,260円」、第5段階、こちら、基準額でございますが、「6万7,200円」が「7万1,400円」、第6段階が「8万640円」が「8万5,680円」、第7段階、「8万7,360円」が「9万2,820円」、第8段階、「10万800円」が「10万7,100円」、第9段階が、「11万4,240円」が「12万1,380円」に改めます。

次に、区分の第1段階から第3段階の改正条項、第2条第3項関係から第5項関係、こちら、網かけで記載しておりますが、これは減額賦課後の介護保険料でございます。第1段階が「2万1,600円」が「2万1,420円」、第2段階が「3万3,600円」が「3万5,700円」、第3段階が「4万7,040円」が「4万9,980円」に改めるものでございます。

次に、(2)、新型コロナウイルス感染症の定義にかかる文言の改正を行います。

3、施行期日等については、この条例は、令和3年4月1日から施行しますが、附則第9条の改正規定は公布の日から施行します。

新旧対照表については、別紙14に添付してございますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

上野武彦議員。

○9番(上野武彦) それでは質問させていただきます。先ほどはちょっと失礼いたしました。

今回、こういった引き上げの提案がされているわけですが、その根拠になるものといえますか、いろいろ理由があるとは思いますが、国はどのような理由で今回のこの保険料の引き上げを提案しているのか、その根拠になる内容について、国としてはどんなことを言っているのか、それについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長(木下 敏) 福祉課長。

○福祉課長(村山徳収) 介護保険料の今回の改定についての国の見解ということですね。まず、この介護保険料については、国の見解という

よりは、国で示すのは令和3年度から令和5年度までの新たな介護報酬でございます。こちらの介護報酬単価を七飯町のサービス、在宅サービス、施設サービス等、福祉用具等の給付、いろいろなものがございしますが、こちらのサービス料を、3年間、どのくらいかかるのか、サービス料に対して介護報酬の単価を掛けて、全体の3年間の介護保険給付費を出します。そちらについて、3年間の1号被保険者、65歳以上の方からいただく保険料の方の3年間の延べ人数で割るというものが介護保険料の大まかな計算となります。

なお、介護保険料の、今回、値上げされるところでございますが、今定例会の日程第5の民生文教常任委員会のほうでも報告させていただいておりますが、高齢者の数、また、サービスを使う方の人数が増えるということで、介護保険料が上がっていくという形でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今、3年間の見込みの中での介護報酬の引き上げだというのですが、その根拠として、高齢者の数、人数が増えていくということだったのですけれども、人数が増えても、個々人の負担、それが増えていくわけですから、なぜ個々人に、今までかかった人にも値上げが発生するのか、これについてはちょっと理解ができないのですよね。今のコロナ禍の中で、介護報酬を引き上げると。それも、今回、政府は介護報酬の引き上げの根拠として、コロナの対策分も含めて提案しているということが言われているわけですが、本来、コロナ対策というのは、国が負担してやるべきものを、利用者にその負担まで押しつけるというのは、今回はそういった点では非常に異例の事態ではないかというふうに思うのですが、その辺について、実際はどのような状況なのか、もう少し分かるように説明してください。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） 国の介護報酬の改定の中で、コロナ禍の対応部分というものが含まれているというところでございますが、こちらについては、介護報酬については全国一律で適用される

ものでございますので、七飯町といたしましては、その部分については介護報酬を独自で改定することができないというところがまず1点、まず基本的にはそこを御理解していただきたいなと思います。

まず、今回、先ほど委員会報告もあったというところでございますが、高齢者の人口は増えてますが、サービス利用の数もそれ以上に大きいと見込まれるというところで、今回、8期の計画を組んでおります。

また、第1期の計画から第8期の計画にかけて、傾向から見ると、毎回、計画を立てる際には、高齢者の数、また、サービス料というものはやっぱり伸びてきているというのが現状でございます。そういった意味で、そちらの計算はありますけれども、基本的には介護報酬、介護保険の財源内訳といたしましては、100%のうち、国がおよそ25%、町と道で12.5%、12.5%で、公費の部分で50%になっていると。第1号被保険者、65歳以上の保険料で23%を担っていただいている。2号被保険者、40歳から64歳までの方の2号被保険者の保険料で残りの27%を賄っているという状況でございますので、全てが全て1号被保険者というわけではないのですが、平等に負担がされているというところでございます。

今回、コロナ対策でいろいろなものが介護報酬に加わりますが、コロナ対策でいろいろなことをしなければならぬ施設等も、今、基準の改正等が出てきますので、そういった意味で、国では介護報酬が上がっていると。おのずと介護保険料もそこに賦課されて、加味されて値上げがされたというところでございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 上野武彦議員。

○9番（上野武彦） よく分かりませんが、国、道、町の負担ということで、その中で、被保険者の負担が50%あるわけですよね。町の負担という25%の中の、その負担は被保険者の負担のことを言っているのでしょうか。ちょっともう1回。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） 介護保険の給付に関するものでございますが、例えば100万円の給付があったとしたら、23万円が1号被保険者の負担、27万円が2号被保険者の負担、残りの50万円は国、道、町で負担するということですので、そういう例えでよろしかったでしょうか。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 質問は1点だけなのですが、今、同僚議員の質問があったのですが、七飯町福祉計画の保険料のところを讀んでいただければ分かるのかなと思って、保険料についてはもう計算式があって、予想値がそれに当てはまればおのずと出てくるものなので、この金額についてはもうどうしようもないと思うのですが、今までの七飯町の介護保険料は、基本的に安かったのか、安いというか、ほかのところから比べて安いのかなという認識があったのですが、今回、この数字になって、近隣との比較のデータというか、例えば函館だとか北斗とか、この第5段階というのですか、基準のところの数字で比較するとどうなのか。ほかのところはこれの1.2倍だとか1.7倍にするだけなので、そういうデータが、今後、函館は幾らになるよとか、そういうのをもし持っていたら教えていただければと思います。なければこちらで調べますので。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） 今、各市町村の介護保険料については、このように、七飯町と同じ手順で介護保険計画、委員会で計画して、パブリックコメントをかけたりにして決定になるという形でございますので、まだはっきりと決定しているところはまだ、条例もまだ議会にかけなければ正式にはならないということですのでございますが、1月段階の速報値でございますけれども、七飯町、月額でデータが来ていますので、月額でお知らせしたいなと思いますけれども、七飯町は月額5,95

0円でございますが、今、隣の市になりますと、予定がおよそ第8期で月額400円ほど高いのかなと、函館市のほうが高いのかなと。ちょっとはっきり決まっていないので、現在の金額、ほかの市町村のことなので、なかなかはっきり言えないのですけれども、大体差額でよろしいですか。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） まだ向こうも議会で議決しない限り決まらないということがあると思いますので、そのあれについては分かりました。それは質問としてはあれですけれども、要は値上げとなると、非常に町民に影響というか、誰でも値上げされたら嫌だなと思うわけですよ、そういうふうには決まっているものであっても、法律上決まっていって、何か不足したものを新たにとられるというわけではないのですけれども、だから、今後、丁寧な説明とか、その辺のところを、我々は第4期総合保険福祉計画とか、こういうのを見て、この数字の式だとか全部分かるのであれなのですけれども、丁寧な説明の仕方をどのようにしていくのか、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 福祉課長。

○福祉課長（村山徳收） ちょっと先ほどの渡島管内の平均値でまずお答えさせていただきますけれども、渡島管内の平均値が、今回、予想では5,902円ほどということになっておりますので、七飯町は若干50円ほど高いのかなと思っております。

住民への周知については、委員会報告の中にもきめ細やかな周知ということで御報告いただいておりますので、毎回、今回、70ページにわたる計画の概要版をつくらせていただいておりますので、概要版を配布、または納付書、介護保険料、特別徴収であれば4月、普通徴収は6月でございますので、その際、説明資料と、一般的なホームページとか、いろいろところで公表はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○15番（若山雅行） 終わります。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

上野武彦議員。

○9番(上野武彦) 今回の値上げは、七飯町の場合は大体6.25%から6.29%の範囲での引き上げということになっております。先ほども申し述べましたけれども、国の今回の引き上げの政府の決定は0.7%引き上げというふうなことで、そのうちの0.05%ですけれども、コロナ対策ということで、コロナにかかる費用を利用者に負担してもらうというような中身で提案されております。そういったことで言いますと、今のコロナ禍の中で、非常に特に介護を必要とする低所得者高齢者には非常に厳しい中でさらに負担をさせるという形になるわけですよ。本来ならば、そういうコロナ禍の厳しい状況の中では、このように引き上げをするのではなくて、一時、コロナがおさまるまで保留するとか、そういう対応をすべきものだと思います。

それから、コロナの費用までこういった利用者に負担をさせると。本来、コロナ対策、これは利用者に負担をさせるのではなくて、国が基本的に負担すべき部分なのです。それまでこういった利用者に今回負担をさせるという形でできているわけですけれども、これについてはどうも納得いかないということで、反対の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長(木下 敏) ほかに、討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第15号七飯町介護保険条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(木下 敏) 賛成多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第16号 七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正について

○議長(木下 敏) 日程第6 議案第16号七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(村山徳収) 議案第16号七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正について御提案説明を申し上げます。

議案関係資料16ページ、資料13の七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1、改正理由でございますが、七飯町独自の制度である介護保険料率の特例について、令和2年度に引き続き、令和3年度も適用する必要があることから、七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正を行うものでございます。

2、改正内容は、令和3年度特例介護保険料率を次のように改定いたします。

表でございますが、第3条1号関係、令和2年度、「8,400円」を、令和3年度、「8,925円」、第3条2号関係、令和2年度、「1万6,800円」を、令和3年度、「1万7,850円」に改正するものでございます。

3、施行日については、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

新旧対照表については、別紙17ページに添付してございますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

私がちよっと見逃して申し訳ございません。

これより、討論を許します。

上野武彦議員。

○9番（上野武彦） 今回の介護保険料率の特例に関する条例の一部改正、これは国のあれではなくて七飯町独自の制度ということでもあります。そういう中で、先ほども討論で述べましたけれども、今の介護、コロナ禍のもとでの厳しい情勢の中で引き上げというのは、非常に高齢者、そして介護を受けている、そういった人たちに対する負担が大きくて、すぐ今やるべきではないのではないかと。一時据え置くとか、そういう形で対応すべき、そういう時期ではないかというふうに思いますので、今回のこの時期に引き上げるということに関しては反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第16号七飯町介護保険料率の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第17号 七飯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

○議長（木下 敏） 日程第7 議案第17号七飯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） 議案第17号七飯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、御提

案申し上げます。

議案関係資料の18ページ、資料15の七飯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正する条例の概要を御覧願います。

1、改正理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、国の基準を参考にして、町が定めている七飯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例のほか3件を改正する必要があることから、それぞれ一つの条例に取りまとめ、一部改正を行うものでございます。

2、改正内容については、次に掲げる第1条から第4条になりますが、条例につき、それぞれの表によるものといたします。ただし、第3条の七飯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例並びに4条の七飯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例については、改正内容が多岐に及ぶため、別紙といたします。

まず、第1条でございますが、七飯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例でございます。表の（1）から（13）までが改正が適用されるものでございます。

次に、第2条でございます。第2条は、七飯町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例で、（1）から（9）までが改正が適用されるものでございます。

次に、第3条でございますが、七飯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

第3条については、19ページを御覧ください。この表は、左から改正項目、スラッシュ、サービス類型と、定期巡回随時対応型訪問介護看護から、看護小規模多機能型居宅介護までの9種のサービス類型で構成されております。

改正項目（1）から（25）までの改正の適用

に対応するサービス類型について、表の欄に丸を記載しております。

続きまして、第4条七飯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例については、20ページを御覧ください。

この表は、左から改正項目、スラッシュ、サービス類型と、介護予防認知症対応型通所介護から、介護予防認知症対応型共同生活介護までの3種のサービス類型で構成しております。

改正項目(1)から(18)までの改正の適用に対応するサービス類型については、表の欄に丸を記載しております。

次に、3、施行期日等については、この条例は、令和3年4月1日から施行しますが、第1条中、第16条第20号の次に1号を加える改正規定は、同年10月1日から施行します。

また、経過措置については、附則第1条から第11条のとおりとします。

新旧対照表につきましては、別紙21ページから93ページに添付してございますので、御参照願います。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第17号七飯町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第18号 令和2年度七飯町一般会計補正予算(第11号)

○議長(木下 敏) 日程第8 議案第18号令和2年度七飯町一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(悟楼 司) それでは、議案第18号令和2年度七飯町一般会計補正予算(第11号)について御説明申し上げます。

このたびの補正は、年度末までの入札、見積り合わせ及び決算を念頭とした執行残が見込まれるものなどの、いわゆる整理予算が主な内容でございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業において、再度、交付金の割り当てを行ったことなどにより、財源更正がございます。

したがいまして、整理予算として全体で減額となる事業は総額を説明し、増額となる項目がある場合は、その項目を申し上げ、説明といたしますので、御理解願います。

それでは、第1条から順に御説明申し上げます。

第1条、既定予算の総額から歳入歳出それぞれ2億2,141万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ160億3,927万5,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表によるものでございます。

第3条、地方債の追加及び変更は、第3表によるものでございます。

次に、23ページの歳出を御説明申し上げます。

1款議会費1項1目議会費は、委託料で、会議時間が想定を超えるため、会議録調製委託料64万1,000円の追加。そのほか、旅費から需用費及び使用料及び賃借料は、決算見込みにより、合わせて100万5,000円の減額。事業合計

36万4,000円の減額。

2款総務費1項1目一般管理費は、一般管理費(総務行政)として311万4,000円の減額。平和事業費は11万5,000円の減額。表彰事業費は42万6,000円の減額。一般管理費(人事行政)は1万3,000円の減額。一般管理費(共通経費)は7万6,000円の減額。総務公用車管理費は72万1,000円の減額。町有バス管理費は177万9,000円の減額。町長公用車管理費は5万5,000円の減額。一般管理費合計629万9,000円の減額でございます。

2目広報費は13万円の減額。

3目財政管理費は、報償費から負担金、補助及び交付金まで、合わせて26万2,000円の減額。積立金は、今年度の決算見込みにより財政調整基金積立金177万円の追加。減債基金積立金192万9,000円の追加。活力のあるまちづくり推進基金積立金194万1,000円の追加。公共施設整備基金積立金95万円の追加。事業合計632万8,000円の追加でございます。

4目会計管理費は9,000円の減額。

5目財産管理費は、財産管理費として5万円の減額。庁舎管理費は46万8,000円の減額。財産管理費合計51万8,000円の減額でございます。

6目電算管理費は、電算管理費として155万9,000円の減額。光ケーブル設置管理料は、地方創生臨時交付金事業における財源更正でございます。

7目企画費は、企画費として15万1,000円の減額。まちづくり政策事務費は163万1,000円の減額。交通対策事業費は163万2,000円の減額。企画費合計341万4,000円の減額でございます。

8目出張所費は、大中山出張所運営費として、旅費は2万3,000円の減額。大沼出張所運営費として、旅費は2万3,000円の減額。委託料は、除雪委託料の予算不足のため9万7,000円の追加。事業合計7万4,000円の追加。大中山出張所運営費は14万8,000円の減

額。出張所費合計7万4,000円の減額でございます。

9目自治振興費は、地域防犯等対策費として、活力のあるまちづくり推進基金の繰り入れのための財源更正でございます。

10目交通安全対策費は、交通安全指導者管理費として13万7,000円の減額。

11目交流推進費は、交流推進費として6万3,000円の減額。国際交流公用車管理費は1万7,000円の減額。交流推進費合計8万円の減額でございます。

12目地域センター管理費は44万6,000円の減額。

2項1目税務総務費は、税務総務費(課税)として44万5,000円の減額。

2目賦課徴収費は、賦課事務費として53万8,000円の減額。徴収事務費は22万円の減額。賦課徴収費合計75万8,000円の減額でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、共済費から使用料及び賃借料まで、合わせて121万8,000円の減額ですが、負担金、補助及び交付金は、個人番号カード交付事業負担金の増額により701万2,000円の追加。事業合計579万4,000円の追加。

4項1目選挙管理委員会費は28万3,000円の減額。

5項1目統計調査費は96万1,000円の減額。

6項1目監査委員費は12万8,000円の減額。

3款民生費1項1目社会福祉総務費は、社会福祉総務費(地域福祉)として25万1,000円の減額。民生委員児童委員費は132万1,000円の減額。国民健康保険特別会計繰出金は、国保特別会計の決算見込みにより、繰出金131万8,000円の減額。福祉基金費は、決算見込みにより、積立金8万6,000円の追加。社会福祉総務費合計280万4,000円の減額でございます。

2目高齢者福祉費は、高齢者支援事業費として181万9,000円の減額。介護保険特別会計

繰出金は、決算見込みにより、繰出金558万2,000円の減額。高齢者福祉費合計740万1,000円の減額でございます。

3目高齢者医療助成費は、決算見込みにより、後期高齢者医療特別会計繰出金3万2,000円の減額。

4目障がい者福祉費は、障がい者福祉費として、旅費委託料は合わせて28万2,000円の減額。扶助費は、決算見込みにより、介護給付等費606万5,000円の追加。事業合計578万3,000円の追加。障がい者介護審査会費は23万8,000円の減額。地域生活支援事業費は30万円の減額。障がい者福祉費合計524万5,000円の追加でございます。

5目障がい者医療助成費は、役務費で11万1,000円の減額。扶助費は決算見込みにより、重度心身障がい者医療助成扶助費372万5,000円の追加。事業合計361万4,000円の追加。

6目社会福祉施設費は、事業費の歳入に自立支援事業給付費負担金を充てるための財源更正でございます。

2項1目児童福祉総務費は、児童福祉総務費として1,144万4,000円の減額。放課後児童対策費は、委託料のうち除雪委託料は、今後の除雪のため、11万8,000円の追加。そのほか、委託料、共済費から負担金、補助及び交付金まで、合わせて394万6,000円の減額。事業合計382万8,000円の減額。子育て世帯臨時特別給付金事業費は101万4,000円の減額。ひとり親世帯臨時特別給付金事務費は17万2,000円の減額。本町子育て支援センター運営費は4万5,000円の減額。大中山子育て支援センター運営費は8,000円の減額。児童福祉総務費合計1,651万1,000円の減額。

2目児童措置費は、大中山保育所運営費として23万7,000円の減額。子ども・子育て支援給付事業費は900万円の減額。児童措置費合計923万7,000円の減額でございます。

3目児童等医療助成費は、子ども医療助成費として109万4,000円の減額。ひとり親家庭等医療助成費は、役務費5万6,000円の減

額。扶助費は、決算見込みにより、ひとり親家庭等医療助成扶助費106万4,000円の追加。事業合計100万8,000円の追加。児童等医療助成費合計8万6,000円の減額。

4目青少年育成対策費は28万3,000円の減額。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費は、保健衛生総務費として6万4,000円の減額。負担金補助及び交付金は、函館市夜間急病センターに対する負担増のため、函館圏域救急医療対策事業負担金572万7,000円の追加。事業合計566万3,000円の追加。保健指導車管理費は4,000円の減額。水道施設費は水道事業会計繰出金(収益勘定分)として11万円の減額。保健衛生総務費合計554万9,000円の追加でございます。

2目予防費は、疾病予防等保健対策費として383万9,000円の減額。母子保健対策費は101万2,000円の減額。成人保健対策費は108万7,000円の減額。新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、今後のワクチン接種に対応するため、委託料は保健管理システム端末増設委託料41万3,000円の追加。保健センターのネットワーク環境整備委託料44万円の追加。備品購入費は、パソコン、プリンター等の購入のため、一般備品購入費563万8,000円の追加。事業合計649万1,000円の追加。予防費合計55万3,000円の追加でございます。

3目環境衛生費は、有害鳥獣対策費として25万5,000円の減額。火葬場及び墓地管理費は8万5,000円の減額。環境保全事業推進基金費は、執行見込みにより、積立金102万3,000円の追加。環境衛生費は、地方創生臨時交付金事業における財源更正でございます。環境衛生費合計68万3,000円の追加でございます。

4目環境保全対策費は、自然環境保全事業費として1万円の減額。生活環境対策事業費は160万4,000円の減額。環境保全対策費合計161万4,000円の減額でございます。

5目保健センター管理費は4万2,000円の減額。

6目健康センター管理費は381万6,000

円の減額。

2項1目清掃総務費は、廃棄物対策費として34万円の減額。廃棄物対策車管理費は13万円の減額。リサイクル推進対策費は20万円の減額。清掃総務費合計67万円の減額でございます。

2目塵芥処理費は、廃棄物処理費として決算見込みによる減額ですが、特に負担金、補助及び交付金は、渡島廃棄物処理広域連合負担金が1,612万9,000円の減額となっており、事業合計1,836万7,000円の減額。廃棄物処理作業車管理費は8万8,000円の減額。塵芥処理費合計1,845万5,000円の減額となります。

5款労働費1項1目労働諸費は36万円の減額。

6款農林水産業費1項1目農業委員会費は50万円の減額。

2目農業総務費は、農政公用車管理費として6万円の減額。

3目農業振興費は、農業支援対策事業費として、負担金、補助及び交付金で農業経営基盤強化資金利子補給3万6,000円の減額。環境保全型農業直接支援対策事業補助金12万6,000円の減額。北海道農業次世代人材投資事業補助金は、新規就農者への補助のため112万5,000円の追加。事業合計96万3,000円の追加。経営所得安定対策推進事業費は73万5,000円の減額。農業振興費合計22万8,000円の追加。

4目農地費は、農業施設維持管理費として7万3,000円の減額。道営農業基盤整備事業費は555万9,000円の減額。農地改良公用車管理費は6万4,000円の減額。農地費合計569万6,000円の減額でございます。

2項1目林業費は、林業費として9万円の減額。町有林整備費は131万2,000円の減額。森林環境譲与税基金費は、国からの森林環境譲与税の歳入確定により、積立金769万2,000円の追加。林業費合計629万円の追加でございます。

7款商工費1項1目商工費は、商工振興費として180万円の減額。特産品PR事業費として7

4万9,000円の減額。ふるさと納税事業費は42万9,000円の減額。商工業経営安定支援事業費、休業要請等協力支援金事業費、クーポン発行事業費、持続化給付金事業費、新しい生活様式対応支援事業費は、それぞれ地方創生臨時交付金事業における財源更正でございます。商工費合計297万8,000円の減額でございます。

2目観光費は、観光費として359万9,000円の減額。観光地整備管理費は19万1,000円の減額。観光誘客促進事業費は、地方創生臨時交付金事業における財源更正でございます。観光費合計379万円の減額でございます。

○議長(木下 敏) 会議時間も1時間超してきましたので、まだ提案説明かなりかかりますので、7款までの説明で暫時休憩しまして、暫時休憩後、8款の説明から入りたいと思いますので、11時15分再開しますので、暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長(木下 敏) 休憩前に引き続き、再開いたします。

議案第18号令和2年度七飯町一般会計補正予算(第11号)の提案説明を続けます。

歳出8款土木費の説明より入ります。

総務財政課長。

○総務財政課長(悟楼 司) それでは、引き続き8款から御説明してまいります。

8款土木費1項1目土木総務費は、土木総務費として19万円の減額。水防センター管理費は14万8,000円の減額。建築指導費(指導)は24万5,000円の減額。建築指導費(営繕)は4万7,000円の減額。建築指導車管理費は1万5,000円の減額。土木総務費合計64万5,000円の減額でございます。

2項2目道路橋梁新設改良費は、道路改良事務費として48万7,000円の減額。道路用地取得費は5万7,000円の減額。道路工事連絡車管理費は16万9,000円の減額。社会資本整備総合交付金事業費(道路)は、委託料で峠下2号線用地測量設計委託料221万2,000円の

減額。橋梁点検及びPCB油膜調査を早期に実施する必要があるため、橋梁長寿命化点検修繕設計委託料1,507万2,000円の追加。工事請負費から補償、補填及び賠償金までは合わせて8,408万5,000円の減額。事業合計7,122万5,000円の減額。道路橋梁新設改良費合計で7,193万8,000円の減額でございます。

3項1目河川費は、河川改良事務費として4万6,000円の減額。河川改良費は30万3,000円の減額。河川費合計34万9,000円の減額でございます。

4項1目都市計画費は、都市計画総務費として16万9,000円の減額。集約都市形成支援事業費は59万4,000円の減額。都市計画費合計76万3,000円の減額でございます。

2目公園費は、公園整備管理費として116万7,000円の減額。

3目公共下水道費は、決算見込みにより、繰出金469万5,000円の減額。

4目都市環境整備費は41万9,000円の減額。

5項1目住宅管理費は、公営住宅管理費として64万4,000円の減額。社会資本整備総合交付金事業費（公住）は756万1,000円の減額。住宅管理費合計820万5,000円の減額でございます。

9款消防費1項2目災害対策費は、災害対策費として86万4,000円の減額。防災行政無線整備管理費は26万8,000円の減額。災害対策費合計113万2,000円の減額でございます。

10款教育費1項1目教育委員会費は35万7,000円の減額。2目事務局費は、事務局費（学校庶務）として30万4,000円の減額。対外競技参加費は171万6,000円の減額。事務局費（学校教育）は121万5,000円の減額。事務局費（教育助成）は35万6,000円の減額。スクールバス運行費は550万円の減額。学校教育公用車管理費は6万9,000円の減額。教員住宅管理費は394万9,000円の減額。事務局費合計1,310万9,000円の減額でございます。

2項1目学校管理費は、学校管理費（小学校）として603万2,000円の減額。児童保健衛生費は75万4,000円の減額。校舎等営繕費（小学校）は、委託料のうち、学校敷地内除雪委託料は、除雪に対応するため40万円の追加。その他の委託料から工事請負費までを合わせて1,290万3,000円の減額。事業合計1,250万3,000円の減額。学校管理費合計1,928万9,000円の減額でございます。

2目教育振興費は、教育振興費（小学校）として、備品購入費は特別支援教室で使用するホワイトボードなどの購入のため、教材備品購入費26万8,000円の追加。同じくフロアケース等の購入のため、庁用機具購入費25万3,000円の追加。事業合計52万1,000円の追加。

3項1目学校管理費は、学校管理費（中学校）として7,000円の減額。生徒保健衛生費は34万9,000円の減額。校舎等営繕費（中学校）は、委託料のうち、学校敷地内除雪委託料は、除雪に対応するため22万4,000円の追加。その他の委託料から原材料費までは、合わせて299万9,000円の減額。事業合計277万5,000円の減額。学校管理費合計313万1,000円の減額。

2目教育振興費は、教育振興費（中学校）として、備品購入費は、特別支援学級で使用する回転式移動黒板の購入のため、教材備品購入費15万9,000円の追加。同じくケースつき整理箱の購入のため、庁用機具購入費5万9,000円の追加。備品購入費合計21万8,000円の追加。扶助費は200万円の減額。事業合計178万2,000円の減額。

4項1目社会教育総務費は、社会教育総務費として5万2,000円の減額。生涯学習事業費は22万9,000円の減額。生涯教育公用車管理費は12万5,000円の減額。社会教育施設整備基金費は、決算見込みにより、積立金105万2,000円の追加。社会教育総務費合計64万6,000円の追加でございます。

2目文化振興費は、文化振興費として204万1,000円の減額。文化講座事業費は12万6,000円の減額。図書室管理費は2,000円の

減額。公民館管理費は、委託料で、大沼多目的会館の除雪の対応のため、除雪委託料14万6,000円の追加。その他の委託料は合わせて1万4,000円の減額で、事業合計13万2,000円の追加。文化振興費合計203万7,000円の減額でございます。

3目社会教育施設振興費は、文化センター管理費として81万5,000円の減額。大中山コモン管理費は、委託料で、除雪対応のため除雪委託料17万2,000円の追加。大沼婦人会館管理費は66万8,000円の減額。社会教育施設管理費は57万1,000円の減額。社会教育施設振興費合計188万2,000円の減額。

4目文化財保護費は、文化財保護費として13万4,000円の減額。

5項1目保健体育総務費は、スポーツ振興総務費として41万6,000円の減額。体育施設管理は6万5,000円の減額。スポーツ合宿事業費は、地方創生臨時交付金事業における財源更正でございます。保健体育総務費合計48万1,000円の減額でございます。

2目学校給食費は、学校給食センター運営費として587万円の減額。

11款1項1目農業用施設災害復旧費は、農業等災害復旧事業として50万円の減額。

2項1目道路橋梁災害復旧費は、道路等災害復旧事業として1万7,000円の減額。

2目河川災害復旧費は、河川災害復旧事業として5,000円の減額。

12款公債費1項2目利子は、一般会計町債償還金（利子）として、償還金、利子及び割引料は、決算見込みにより97万9,000円の減額。

13款職員費1項1目職員給与費は、職員給与費として、給料から共済費まで、合わせて1,645万2,000円の減額。負担金、補助及び交付金は、派遣職員給与費負担金の執行見込みにより7万5,000円の追加。事業合計1,637万7,000円の減額。会計年度任用職員給与費は1,068万円の減額。職員給与費合計2,705万7,000円の減額。

2目職員諸費は、職員諸費として4,000円

の減額。職員研修費は114万2,000円の減額。職員厚生費は、旅費1万円の減額。委託料は、職員健康診断委託料の決算見込みにより17万5,000円の追加。職員諸費合計98万1,000円の減額でございます。

次に、11ページの歳入に戻っていただきます。

1款町税1項2目法人は、法人税割1,000万円の減額。

2項1目固定資産税は、償却資産2,000万円の減額。

3項2目環境性能割は、環境性能割1,000万円の減額。

5項1目入湯税は、現年課税分1,000万円の減額。

2款地方譲与税1項1目自動車重量譲与税は1,500万円の減額。

2項1目地方揮発油譲与税は1,100万円の減額。

3款利子割等交付金1項1目利子割交付金は200万円の減額。

4款株式等譲渡所得割交付金1項1目株式等譲渡所得割交付金は300万円の減額。

6款地方消費税交付金1項1目地方消費税交付金は4,800万円の減額。

7款ゴルフ場利用税交付金1項1目ゴルフ場利用税交付金は300万円の減額。

8款自動車取得税交付金1項1目自動車取得税交付金は、自動車税種別割交付金200万円の減額。自動車税環境性能割交付金900万円の減額。合計1,100万円の減額。

10款地方交付税1項1目地方交付税は2,000万円の減額。

12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金は、高齢者施設入所者費用徴収金426万5,000円の減額。自立支援事業給付費負担金294万2,000円の追加。民生費負担金合計132万3,000円の減額。

2目農林水産業費負担金は、国営農地改良事業受益者負担金14万円の追加。

13款使用料及び手数料1項2目衛生使用料は、墓地貸付料54万円の減額。合同納骨塚使用

料30万円の減額。健康センター使用料984万4,000円の減額。衛生使用料合計1,068万4,000円の減額でございます。

4目土木使用料は、町営住宅使用料240万円の追加。

5目教育使用料は、文化センター使用料200万円の減額。大中山コモン使用料15万円の減額。大沼婦人会館使用料3万円の減額。大川コミュニティセンター使用料5万円の減額。教育使用料合計223万円の減額。

2項1目総務手数料は、印鑑登録証明交付手数料40万円の減額。通知カード再発行手数料1万7,000円の減額。

2目民生手数料は、生きがい活動通所支援事業使用手数料19万円の減額。

3目衛生手数料は、狂犬病予防注射済票交付手数料14万3,000円の減額。塵芥処理手数料448万6,000円の減額。衛生手数料合計462万9,000円の減額。

5目土木手数料は、住宅用家屋証明等申請手数料3万9,000円の追加。小規模特定開発行為申請手数料9万1,000円の減額。開発行為等申請手数料102万3,000円の追加。その他証明手数料1,000円の追加。土木手数料合計97万2,000円の追加。

14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金は、社会福祉費負担金として、国民健康保険基盤安定負担金199万9,000円の減額。障がい者介護給付費等負担金303万2,000円の追加。介護保険低所得者保険料軽減負担金125万円の追加。児童福祉費負担金として、子育てのための施設等利用給付費負担金504万5,000円の減額。民生費国庫負担金合計276万2,000円の減額。

2項1目総務費国庫補助金は、個人番号カード交付事業費補助金701万2,000円の追加。個人番号カード利用環境整備費補助金136万円の減額。戸籍総合システム改修関係補助金66万円の減額。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金173万4,000円の追加。総務費国庫補助金合計672万6,000円の追加。

2目民生費国庫補助金は、子育て世帯臨時特別

給付金給付事業補助金101万4,000円の減額。

3目衛生費国庫補助金は、循環型社会形成推進交付金4万4,000円の減額。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金649万1,000円の追加。

4目土木費国庫補助金は、道路橋梁費補助金として、社会資本整備総合交付金は、交付金割当額の減少により4,282万5,000円の減額。都市計画費補助金として、集約都市形成支援事業補助金25万9,000円の減額。住宅費補助金として、住宅耐震診断補助金、町営住宅家賃低廉化事業に伴う社会資本整備総合交付金741万9,000円の減額。土木費国庫補助金合計5,050万3,000円の減額でございます。

5目教育費国庫補助金は、小学校費補助金として、要保護児童就学援助費補助金1万5,000円の減額、特別支援教育支援奨励費補助金49万9,000円の減額。学校施設環境改善交付金1,169万円の追加。学校情報通信機器整備費補助金225万円の減額。中学校費補助金として、要保護生徒就学援助費補助金3万円の減額。特別支援教育就学奨励費補助金38万1,000円の減額。学校情報通信機器整備費補助金117万円の減額。教育費国庫補助金合計734万5,000円の追加。

3項1目教育費委託金は、中長期在留者住居地届出等事務交付金13万6,000円の追加。

15款道支出金1項1目民生費道負担金は、社会福祉費負担金として、民生委員活動費負担金17万4,000円の追加。国民健康保険基盤安定負担金143万6,000円の減額。障がい者介護給付費等負担金151万6,000円の追加。介護保険低所得者保険料軽減負担金62万5,000円の追加。児童福祉費負担金として、子育てのための施設等利用給付費負担金134万2,000円の減額。民生費道負担金合計46万3,000円の減額。

2項1目総務費道補助金は、電源立地地域対策交付金11万6,000円の減額。旅券法事務交付金10万1,000円の追加。合計1万5,000円の減額。

2目民生費道補助金は、社会福祉費補助金として、重度心身障がい者医療給付事業補助金366万9,000円の追加。児童福祉費補助金として、子ども医療給付事業補助金178万6,000円の追加。ひとり親家庭等医療給付事業補助金84万6,000円の減額。多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金194万5,000円の追加。ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務補助金17万2,000円の減額。民生費道補助金合計638万2,000円の追加でございます。

3目衛生費道補助金は、保健増進事業費補助金6万4,000円の減額。

4目農林水産業費道補助金は、林業費補助金として、森林保育事業補助金86万9,000円の減額。農業費補助金として、農業経営基盤強化資金利子補助金1万8,000円の減額。経営所得安定対策推進事業補助金32万3,000円の減額。環境保全型農業直接支援対策事業補助金9万4,000円の減額。北海道農業次世代人材投資事業補助金112万5,000円の追加。農林水産業費道補助金合計17万9,000円の減額。

5目土木費道補助金は、既存住宅耐震改修事業補助金8万9,000円の減額。

3項1目総務費委託金は、総務管理費委託金として、土地利用規制等対策事業交付金1,000円の追加。統計調査費委託金として、各種指定統計調査委託金96万1,000円の減額。総務費委託金合計96万円の減額でございます。

2目衛生費委託金は、市町村権限移譲事務交付金11万7,000円の減額。

3目農林水産業費委託金は、道営農業農村整備事業監督等補助業務委託金7万4,000円の追加。

5目土木費委託金は、市町村権限移譲事務交付金39万6,000円の追加。

16款財産収入1項1目財産貸付収入は、土地貸付収入14万円の追加。

2項1目不動産売払収入は、間伐材売払収入83万3,000円の減額。町有地売払収入15万5,000円の追加。合計67万8,000円の減額。

17款寄附金1項2目民生費寄附金は9万9,

000円の追加。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は2,539万7,000円の追加。

2目活力のあるまちづくり推進基金繰入金は1,030万円の追加。

3目公共施設整備基金繰入金は350万円の追加。

4目環境保全事業推進基金繰入金は150万円の追加。

19款繰越金1項1目繰越金は、前年度繰越金776万8,000円の追加。

20款諸収入2項1目町預金利子は6万4,000円の減額。

5項3目高額等医療費収入は、重度心身障がい者高額療養費155万1,000円の追加。子ども医療高額療養費156万6,000円の減額。ひとり親家庭等高額療養費88万1,000円の減額。合わせて89万6,000円の減額でございます。

4目雑入は、諸実費徴収金として、保健予防教室参加者負担金からスポーツ大会参加者負担金まで、合わせて83万円の減額。雑入として、自動販売機設置手数料から道営農業農村整備事業換地精算金まで、合わせて7万2,000円の追加。雑入合計75万8,000円の減額。

21款町債1項1目衛生債は、環境衛生施設整備事業債20万円の減額。廃棄物処理施設整備事業債210万円の減額。衛生債合計230万円の減額。

2目農林水産業債は、農業農村整備事業債180万円の減額。農道整備特別対策事業債340万円の減額。合わせて520万円の減額。

3目土木債は、道路橋梁債として、町道単独改良整備事業債120万円の追加。道路橋梁新設改良事業債5,100万円の減額。都市計画債として、都市公園整備事業債90万円の減額。都市環境整備事業債30万円の減額。住宅債として、冬トピア団地整備事業債440万円の減額。本町上台団地整備事業債40万円の減額。桜B団地整備事業債40万円の減額。土木債合計5,620万円の減額。

4目消防債は、災害対策等整備事業債30万円

の減額。

5目教育債は、小学校債として、大沼地区小中学校統廃合事業債2,760万円の減額。保健体育債として、体育施設整備事業債180万円の減額。教育債合計2,940万円の減額。

6目臨時財政対策債は880万円の減額。

7目減収補填債は、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方消費税交付金などで通常を上回る大幅な減収が生じた際に起債の発行ができる交付税措置率100%の起債で、今回、減収補填債4,210万円の追加でございます。

次に、5ページに戻っていただきます。

第2表、繰越明許費補正でございます。

1の追加となるのは、2款総務費1項総務管理費の高度無線環境整備推進事業1,989万円。8款土木費2項道路橋梁費の橋梁長寿命化改良事業1,800万円の2件でございます。

2の変更となるのは、9款消防費1項消防費の防災行政無線整備事業の金額を8億2,620万8,000円から4億8,663万3,000円の変更するものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。

1の追加となるのは、減収補填債で、限度額を4,210万円に設定するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、表示のとおりでございます。

次に、7ページの2の変更といたしまして、環境衛生施設整備事業から臨時財政対策債までの15事業について、限度額をそれぞれ記載の金額に変更するものでございます。事業の限度額の変更前、変更後の内訳につきましては、表示のとおりであり、また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 大変失礼しました。ほかの方も質問されるかなと、ちょっと油断しておりました。

まず、支出のほうから3点ばかり確認したい項

目、ページからいきますと、一般の54ページの歳出のところで、道路橋梁新設改良費というところですけども、工事名を言うと、峠下2号線改良舗装工事というのが、工事請負費で1,700万円減額、公有財産購入費で625万4,000円減額、補償補填賠償金で2,583万1,000円減額になっているんですけども、この減額の経緯というか理由というか、当初、予算では1億9,600万円上がっていたと思うんですけども、それとの兼ね合いと、令和3年度の議案にも峠下2号線というのが載ってまして、それとの兼ね合いをちょっと御説明いただければなというふうに思います。

次、一般の58ページ、工事請負費として冬トピア団地長寿命化改修工事ということで715万円が減額されているんですけども、これはもう工事が終わって、当初予算よりもこれだけ安く上がったよということで考えていいのかどうか、そここのところをお願いします。

それと、一般の62のところで、これは小学校管理費のところで、軍川小学校及び大沼小学校体育館解体工事ということで1,200万円減額されておりますけれども、これは当初8,000万何がしのあれがあって、もう既に工事は終わっているのかなと思うんですけども、安く上がったというふうに単純に考えてよろしいのかどうか、そここのところをお願いしたいなと思います。

それと、歳入の関係でいきますと、ちょっと確認なので、分からないので教えてほしいのんですけども、支出も大幅に減りました、収入も大幅に減りました。だけれども、歳出で増えているものもあって、繰入金4,000万円ほど、あるいは減収補填債4,210万円がプラスになっておまして、これで足りない分を調整したというふうに考えていいのかどうか。結局、減収補填債というのは100%交付税ということの説明がありましたけれども、この金額の根拠というのは、結局、4,210万円、お金が足りなくなったという、そういうふうに考えていいのか、それとも何かまた別な政策的な判断での起債なのかどうか、そここのところをちょっと教えていただければなと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） それでは、峠下2号線の事業費の内訳について御説明いたします。

こちらの減額に関しましては、国の補助事業の内示が低かったと。当初、1億9,600万円に対して60%の申請で上げておりましたが、コロナ対策等の関係で、国が当初の内示額を少なく内示をしていたということで、それに伴う減額となっております。

なお、こちらに関しましては、今ある情報では、令和2年度の国の翌年度繰り越しということで、令和3年度へ繰り越すということで、補助金についてはほぼ満額つくのではないかという情報を得ております。

内容については以上でございます。

○議長（木下 敏） 都市住宅課長。

○都市住宅課長（川島篤実） 私のほうから、一般の58ページの工事請負費、冬トピア団地90棟の長寿命化改修工事につきましては、入札執行残に伴うものであります。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） 教育費の工事請負費で、軍川小学校と大沼小学校の体育館の解体工事ですけれども、これについても入札の執行残でございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは私のほうから、まず、減収補填債ですけれども、これは国の計算の方法、算定がございますので、それに見合った形で歳入として入れてございます。また、繰入金などのお話もございましたが、歳入歳出のバランスを整えるということのために繰り入れをしているというものでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） 歳出のところの峠下2号線の関係なのですけれども、これについては、国の来るお金が交付金というか、その金が少なかったんで、事業として縮小してしまったということ

で、今年度、またそれについて残りをやるというか、同じ工事をやるという考え方なのかどうか、そこを再度お願いします。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 議員おっしゃるとおりでございます。当初で1億9,600万円を見込んでおりましたが、単年度の着手、完成ということで、金額については変わるのではないかとということで予算審査特別委員会等のときにも答弁してございますが、予算内容を精査した上、令和3年度に新しくまた追加で工事をやるということで、内容については変わっておりませんが、金額については変更がございますので、御了承願いたいと思います。

以上です。

○15番（若山雅行） 終わります。

○議長（木下 敏） ほかに、質疑ございますか。
田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 何点かちょっと教えていただきたいと思いますが、まず、7ページの起債の変更ですけれども、町単独事業、これ、増額になっていきますけれども、増の理由、ちょっと説明していたら、私、聞き漏らしたものですから、それをちょっとお願いしたいと思います。

それから、臨財債の関係で2億9,840万円、ちょっと下がっているというのは、これを限度に起債を起しているということで、国から来ている3億720万円ではなくて、こっちのほうで限度額を使ったという、そういう考え方いいかどうか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

それから、さっきの説明と、それから同僚議員に対して何かお話、説明してはいたけれども、私、ちょっと理解できないものですから、減収補填債、補填、100%どうのこうのとありましたけれども、もう少しこれについて詳しくお願いしたいと思います。

それから、28ページですけれども、財政調整基金の積み立て、177万円、これを積み立てることによって、合計、財調は幾らになるのか、ちょっと教えて、令和2年度末、決算見込みの中で大体このぐらいになるというようなものを

ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、54ページの委託料であります。1,500万円という金額ですけれども、これ、今、発注をして、そして事業のスケジュールというのですか、それがもし分かれば教えて、委託料として出して、その後、どういったような流れになっていくのか、ちょっと教えていただきたい。

それから、62ページ、64ページの小学校、中学校の備品購入でございますけれども、今、まさに3月の中ぐらいに入ってきて、恐らく春休みという話になりますと、本当に今年度、使うのかという、通常考えると、やはり令和3年度の新年度から使うというようなことで、3年度に予算して、準備をして、速やかに新学期から使うという、通常だと思っておりますけれども、そこら辺、壊れてどうしても必要だとか、そういう事情があるのかどうか、そこら辺ちょっと、ホワイトボードがどうのこうのとか、支援学級でどうのこうのとあったものですから、その確認、ちょっとお願いします。

以上です。

○議長（木下 敏） 田村議員、先ほどの一般の54ページの部分なのでございますけれども、社会資本整備総合交付金事業の委託料の橋梁長寿命化点検修繕設計委託料のことを指しているということによるのでしょうか。

○5番（田村敏郎） はい。

○議長（木下 敏） そういうことですので、答弁をお願いいたします。

総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、私のほうから何点かお答えしてまいります。

まず、減収補填債でございます。これは、このたび新型コロナウイルス感染症の影響により、地方消費税交付金などで大幅に減収がされたということで、そこについては、今までも減収補填債はございました。その部分については交付税措置率が75%であったのですが、今回、コロナ対策で地方消費税とかが減収されたということで、その部分については交付税の措置率を100%にするということで通知が来てございます。また、国のほうからも、積極的にこういうものを

活用するよというということでございまして、当町としてもそれに沿って、借金ではございますけれども、それを活用するというところでございます。

続きまして、財政調整基金の予算上の見込額といいたいまいしょうか、それについてでございます。今年度、予算上で支消する予定となっておりますのが1億4,000万円程度となっております。

起債の関係でございます。地方債の補正ということで、臨時財政対策債2億9,840万円ということで、この限度内で起債をしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） 委託料について御説明いたします。こちら、18款のところJR負担金、補助及び交付金、橋梁長寿命化JR負担金で3,500万円減額しておりますけれども、こちらは、毎回のことなのですけれども、JRさんのほうで精算に対しての増減が非常に大きいのです。会計検査院からも指摘はされているのですけれども、こちらの減額が大きいために、補助金の内示額、補助金を返さなければならないという作業が出てまいりますので、今、補助金を返すと、翌年度にペナルティ的なことで、翌年度の補助金が見つからないということがございますので、今、急いでいる橋梁点検及びPCB塗膜調査、このPCBというのは、塗装の塗料の中に含有物質で鉛が入っているのですけれども、こちらが年代的に鉛が入っているか入っていないかが分からない状態になっております。昔の橋梁については橋歴版、塗装の歴、塗装等をしたというものがついているのですけれども、こちらのほうでも確認できないということで、橋梁点検とPCB検査を急ぎたい、確実な補助金を使いたいということで、一般の5ページ、橋梁長寿命化事業ということで、繰越明許で1,800万円繰り越すのですけれども、こちらの中で繰り越した補助金で発注のほうをしていきたいということで、1,507万2,000円を追加しております。

以上です。

○議長（木下 敏） 教育次長。

○教育次長（扇田 誠） 教育費の教育振興費の小中学校の備品関係でございますけれども、これにつきましては、新年度から特別支援の学級が増えるということで、今年度、この3月に、今回、準備をするということで予算計上してございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 私、ちょっと聞き方が悪かったのかも分からないですけれども、今回、財政調整基金、これ177万円積み立てますよということなので、年度末というか、それで合計、財調は幾らになるのですかという、それが知りたかったということと、それからもう1点は、これ、地方交付税が減額になってという、そういう表現でしたが、その補填をするというのは分かるのですけれども、さっきちょっと説明された地方税なのか地方交付税なのか、そこら辺がちょっと分からなかったものですから、それをちょっと説明していただきたいと思います。

それから、臨財債の使い方というのは、要は3億円あったものを2億9,000万円に圧縮して使いますという、そういう理解でいいのかどうか、そこをちょっとお願いしたいと思います。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） 大変失礼いたしました。財政調整基金の予算上の決算見込額といいたいまいしょうか、今の予算ベースでの、まだ決算、閉まっていませんから、これから上がり幅というか、基金に積み込める金額も出てくるかもしれませんけれども、4億8,000万円程度ということでございます。

先ほどの減収補填債の、何が減ってこれかできたかという、地方消費税交付金でございます。

あと、臨時財政対策債につきましては、議員おっしゃるとおり、この2億9,840万円の中で借りていくというものでございます。

以上でございます。

○5番（田村敏郎） 終わります。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第18号令和2年度七飯町一般会計補正予算（第11号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

1時まで、暫時休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第9

議案第19号 令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（木下 敏） 日程第9 議案第19号令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第19号令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案説明申し上げます。

このたび提案いたします令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,860万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億7,178万1,000円とするものでございます。このたびの補正は、決算を念頭においた予算の整理が主な内容でございます。

それでは、国保7ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費は、一般管理費（国保事業）として執行残により旅費7万7,000円の減額。需用費1万3,000円の減額。

委託料75万円の減額。合わせて84万円の減額でございます。

2款保険給付費1項1目療養給付費は、決算見込みにより1,203万9,000円の追加でございます。

2項療養費は、決算見込みにより140万1,000円の減額でございます。

3目審査支払手数料は、決算見込みにより99万7,000円の減額でございます。

2項1目高額療養費は、決算見込みにより991万7,000円の追加でございます。

4項1目出産育児一時金は、対象件数の増により126万円の追加でございます。

5項1目葬祭費は、決算見込みにより90万円の減額でございます。

6款保健事業費1項1目保健衛生給付費は、決算見込みにより、委託料47万8,000円の減額でございます。

歳出は以上でございます。

次に、国保5ページの歳入に戻っていただきまして、1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税は、新型コロナウイルス感染症にかかる国保税減免分決算見込みにより、医療給付費分現年課税分として277万2,000円の減額。後期高齢者支援金分、現年度分として66万7,000円の減額。介護納付金分、現年課税分として50万2,000円の減額。合計で394万1,000円の減額でございます。

2款道支出金1項1目保険給付費等交付金は、現年度分といたしまして、決算見込みにより普通交付金が1,991万8,000円の追加。国庫調整交付金分が新型コロナウイルス感染症にかかる国保税減免に対する交付金157万7,000円の追加。合計で2,149万5,000円の追加でございます。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金は、決算見込みにより国保基盤安定繰入金（国保税軽減分）が58万2,000円の減額。保険者支援分が399万8,000円の追加。職員給与費等繰入金が84万円の減額。出産育児一時金等繰入金が84万円の追加。財政安定化支援事業繰入金が32万2,000円の追加。合計で131万8,000

0円の減額でございます。

6款国庫支出金1項1目災害等臨時特例給付金は、新型コロナウイルス感染症にかかる国保税減免に対する補助金236万4,000円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより質疑を許します。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。
これより討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第19号令和2年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第20号 令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（木下 敏） 日程第10 議案第20号令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（清野真里） それでは、議案第20号令和2年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案説明申し上げます。

このたびの補正予算は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ3万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,272万1,000円とするものでございます。今回の補正の内容は、決算を念頭に置いた予算の整理が主な内容でございます。

それでは、後医7ページの歳出から御説明申し

上げます。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、決算見込みにより、一般職旅費を 3 万 2,000 円の減額。

2 項 1 目賦課徴収費、科目更正により、後期高齢者医療電算システム保守委託料 1 1 8 万 8,000 円の減額。総合行政情報システム利用料、同額の 1 1 8 万 8,000 円の追加でございます。

次に、後医、5 ページの歳入に戻っていただきます。

2 款繰入金 1 項 1 目事務費繰入金は、後期高齢者医療事務費繰入金を歳出同額の 3 万 2,000 円を減額するものでございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第 20 号令和 2 年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 11

議案第 21 号 令和 2 年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（木下 敏） 日程第 11 議案第 21 号令和 2 年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（村山徳収） それでは、議案第 21 号令和 2 年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案説明させていただきます。

す。

このたびの補正については、第 1 条として、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,859 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 7 1 8 万 7,000 円と定めるものでございます。

このたびの補正の主な内容についてでございますが、歳出については、決算見込みによる給付費等の減額補正と、地域密着型介護サービス給付費などの不足分及び基金積立金の追加補正。

また、歳入については、歳出の減額補正に連動した国庫支出金、支払基金交付金、道支出金及び繰入金の減額補正と、財産収入の追加補正でございます。

それでは、介保 9 ページの歳出から御説明いたします。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費、事業予算名、一般管理費（保険事業勘定）の一般職員の旅費は、決算見込みにより 6 万 4,000 円の減額。介護保険事務職員人件費は、給料と職員手当等を合わせて 10 万 6,000 円の減額。1 目合計 17 万円の減額。

3 項 1 目介護認定審査会費の介護認定事務職員人件費は、職員手当等 10 万円の減額。

2 目認定調査費の調査認定費は、役務費と委託料を合わせて 303 万円の減額。認定調査事務職員人件費は、報酬、旅費、合わせて 6 万 6,000 円の減額。事業費合計 309 万 6,000 円の減額でございます。

2 款保健給付費 1 項 1 目地域密着型介護サービス給付費は、主に地域密着型通所介護の延べ利用者に、予算と比較し 80 名程度の増額が見込まれることから、負担金、補助及び交付金 750 万円の追加。

5 目施設介護サービス給付費は、主に介護老人保健施設入所者の延べ人数に 126 名程度の減少が見込まれ、負担金、補助及び交付金 2,000 万円の減額。

7 目居宅介護福祉用具購入費は、利用者に 6 名程度の増加が見込まれ、負担金、補助及び交付金 20 万円の追加。

次のページでございます。

8目居宅介護住宅介護改修費は、2件程度の減少が見込まれ、負担金、補助及び交付金20万円の減額。

9目居宅介護サービス計画費は、計画数に93件ほど減少が見込まれ、負担金、補助及び交付金150万円の減額。

2項介護予防サービス等諸費1目介護予防給付費は、主に居宅療養管理費用が21名の増加が見込まれ、負担金、補助及び交付金50万円の追加。

3目地域密着型介護予防給付費は、主に小規模多機能型居宅介護予防が4件ほどの減少が見込まれ、30万円の減額。

5目介護予防福祉用具購入費は、3件程度の減少が見込まれ、10万円の減額。

6目介護予防住宅改修費は、20件程度の減少が見込まれ、120万円の減額。

3項その他諸費1目審査支払手数料は、42件程度の減少が見込まれ、20万円の減額。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費は、78件程度の減少が見込まれ、100万円の減額。

2目高額介護予防サービス費は11件の減少が見込まれ、15万円の減額。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護予防サービス費は、11件程度の減少が見込まれ、50万円の減額でございます。

次のページでございます。

2目高額医療介護合算介護予防費は、7件程度の減少が見込まれ、5万円の減額でございます。

6項特定入所者介護サービス等費1目特定入居者介護サービス費は、14名の増加が見込まれ、50万円の追加。

3款地域支援事業費1項1目介護予防地域支援サービス事業費、事業予算名、介護予防生活支援事業サービス費は、新しい総合事業の通所型に延べ393名の減少が見込まれ、1,000万円の減額。介護予防ケアマネジメント事業費は、委託件数714件の減少が見込まれ、308万円の減額。1目事業費合計1,308万円の減額。

2目一般介護予防事業費、介護予防事業費は、報償費の講師謝礼は町民医学講座中止による2万

5,000円の減額。委託料は、地域介護予防活動支援事業で、住民主体の介護予防開催回数減により64万円の減額。合わせて66万5,000円の減額。介護予防事務職員人件費は、決算見込みにより、職員給与1万1,000円の減額。2目事業費合計67万6,000円の減額。

3目包括的支援及び任意事業の地域包括支援センター運営費は、報償費で運営協議会開催2回分の減により24万2,000円の減額。旅費は、研修等がリモート研修等の変更により17万1,000円の減額。委託料は、介護予防サービス計画費が240件程度の減少が見込まれ、188万8,000円の減額。使用料及び賃借料は、医療介護連携研修会の中止により、会場使用料33万円の減額。合わせて262万3,000円の減額。任意事業費は、報償費で、地域支えづくり推進協議会を4回開催予定が2回となり、また、認知症初期集中チーム員会議は、今年度、新規検討ケースが生じなかったことによる減。次のページになりますが、地域ケア個別会議委員報酬については、毎月12回の開催が年1回の開催となったことにより、91万7,000円の減額。負担金補助及び交付金は、NPOが開催する認知症カフェ運営補助金で、補助金交付団体の開催回数がコロナ禍の影響による減少と、また、成年後見制度利用支援事業助成金は、生活保護受給者の被後見人の裁判所の審判による後見人へ支払う報酬が当初より減少したことにより58万1,000円の減額。扶助費は、介護用品支給扶助費で45件程度の減少が見込まれ、25万円の減額。合わせて174万8,000円の減額。包括支援事務職員人件費は、職員手当等が決算見込みにより10万円の減額。包括的支援公用車管理費は、需用費と使用料及び賃借料を合わせて38万6,000円の減額。3目事業費合計485万7,000円の減額でございます。

4款保健福祉事業費1項1目訪問介護等利用者負担助成費は、延べ利用者月数17か月分の減少が見込まれ17万円の減額。

5款基金積立金1項1目基金積立金は、介護保険財政調整基金運用利子として5万4,000円の追加でございます。

次に、歳入でございます。

5ページを御覧ください。

3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は232万1,000円の減額。

2項1目調整交付金は97万3,000円の減額。

2目地域支援事業交付金は、介護予防事業交付金として343万9,000円の減額。包括的支援事業等交付金として187万円の減額。2目合計530万9,000円の減額。

4目保険者機能強化推進交付金は177万4,000円の追加。

5目保険者努力支援交付金は278万2,000円の追加。

6目特別調整交付金は31万円の追加。

7目災害等臨時特例補助金は60万円の追加。

4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は445万6,000円の減額。

2目地域支援事業支援交付金は371万5,000円の減額。

5款道支出金1項1目介護給付費負担金は304万円の減額。

2項1目地域支援事業交付金は、介護予防事業交付金として172万円の減額。包括的支援事業等交付金として93万5,000円の減額。1目合計265万円の減額でございます。

2目介護サービス利用者負担軽減事業費補助金は12万7,000円の減額。

6款財産収入1項1目利子及び配当金は、介護保険財政調整基金運用利子として5万4,000円の追加。

このページから次のページになりますが、7款繰入金1項1目介護給付費繰入金は206万1,000円の減額。

2目地域支援事業繰入金は、介護予防事業繰入金として265万5,000円の減額。

3目その他繰入金は、介護保険事務費繰入金として336万6,000円の減額。その他繰入金として2,500万円の追加。3目合計86万6,000円の減額でございます。

2項1目介護保険財政調整基金繰入金は1,593万7,000円の減額でございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第21号令和2年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第22号 令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（木下 敏） 日程第12 議案第22号令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） それでは、議案第22号令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第5号）について、提案説明申し上げます。

今回の補正予算は、入札執行減などによる不用額の減額や決算見込みに伴う補正となっております。

まず議案の第1条は、令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第5号）を次のとおりとする総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出についてでございます。

収入の総額でございますが、第1款水道事業収益で200万2,000円を減額し、5億1,823万2,000円に。支出の総額を第1款水道事業費用で1,315万3,000円を減額し、4億

4,089万7,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、本文括弧書中の資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額1億7,875万2,000円を2億6,811万8,000円に。当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額を2,977万6,000円を2,405万円に。過年度分損益勘定留保資金を7,634万5,000円から2,660万5,000円に。当年度分損益勘定留保資金7,263万1,000円を当年度分損益勘定留保資金1億1,741万8,000円、減債積立金3,000万円及び建設改良積立金7,000万円にそれぞれ改め、収入の第1款資本的収入で1億4,232万1,000円を減額し、1億5,317万9,000円とし、支出の次のページの、第1款資本的支出で5,295万5,000円を減額し、4億2,129万7,000円とするものでございます。

第4条は、予算第5条に定めた債務負担行為について、入札執行減により取替用量水器購入代の限度額を4,320万2,000円から4,180万円に改めるものでございます。

第5条は、予算第6条に定めた企業債を補正するもので、別紙のとおり定めるものでございます。

第6条は、予算第10条に定めた一般会計から水道事業会計への補助金を定めたもので、第2号の企業職員にかかる児童手当に要する経費の補助金で11万円を減額し、73万円とするものでございます。

それでは、収益的収入及び支出の支出から御説明申し上げます。

8ページ目をお開き願います。

1款水道事業費用1項営業費用2目原水及び浄水費は100万円の減額で、内訳は18節賃借料から24節薬品費まで、決算見込みなどによるものでございます。

2目配水及び給水費は400万円の減額で、内訳は、11節燃料費から27節保険料まで、決算見込みなどによるものでございます。

4目業務費は380万円の減額で、内訳は、1

4節通信運搬費から、9ページの33節貸倒引当金繰入額まで、決算見込みによるものでございます。

5目総係費は40万円の減額で、内訳は、5節報酬から28節負担金まで、決算見込みなどによるものでございます。

6目減価償却費は1,571万3,000円の減額で、内訳は、有形固定資産減価償却費の構築物機械及び装置、量水器、工具機具及び備品で、設備の更新に伴い、償却資産が確定したことによる減となっております。

7目資産減耗費は1,309万9,000円の追加で、内訳は、固定資産除却費の構築物、機械及び装置、量水器で、当年度中の除却費が確定したことによる増となっております。

2項営業外費用1目支払利息は、133万9,000円の減額で、企業債利息の企業債利息償還金で、決算見込みにより減額するものでございます。

続きまして、収益的収入及び支出の収入の説明となります。

6ページにお戻り願います。

1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益は686万9,000円の追加で、水道料金が予算額に対して増収となる見込みによる追加。

3目その他営業収益は10万円の追加で、指定申請手数料増の見込みのための追加でございます。

2項営業外収益1目受取利息及び配当金は1万3,000円の追加で、預金利息増の見込みによるもの。

2目補助金は一般会計からの繰入金で、職員児童手当に要する経費11万円を減額するものでございます。

3目長期前受金戻入は、減価償却費の確定等により受贈財産評価額と補助金、その他長期前受金合わせて866万8,000円の減額。

4目雑収益は、不用品売却収益で廃棄メーター等売払収入と、その他雑収益の増及び消費税及び地方消費税還付金の減で、決算見込みで20万7,000円を減額するものでございます。

次のページの3項特別利益1目その他特別利益

は、その他特別利益で、貸倒引当金戻入益1,000円の追加となっております。

続きまして、資本的収入及び支出の支出について御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

1款資本的支出1項建設改良費1目水道施設費は5,295万5,000円の減額で、内訳は、委託料でJR横断配水管布設替えに伴う地質調査委託料のほか5事業の入札減などによる減額。施設改良費で水道施設中央監視装置更新工事ほか8事業の入札減などによる減額。また、用地買収費で、配水管路埋設用地購入費及び無形固定資産取得費で管路等用地、地上機の設定費についても減額となっております。

続きまして、資本的収入及び支出の収入についてでございますが、10ページ目となります。

1款資本的収入1項企業債1目施設改良企業債は1億4,170万円の減額で、内訳は、水道施設中央監視装置更新事業債ほか11事業の事業費減などによる減額。

2項長期前受金1目工事施工収入は62万1,000円の減額で、道道大野大中山線改良工事に伴う水道管移設補償費のほか、3事業分の確定に伴うものとなっております。

最後になりますが、1ページ目にお戻りいただきまして、企業債補正です。

廃止としまして、水道施設中央監視装置更新事業ほか7事業の起債1億1,020万円を廃止。

2ページの変更としまして、本町地区老朽管新設事業ほか3件の起債について、限度額の総額を1億6,650万円から1億3,500万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第22号令和2年度七飯町水道事業会計補正予算（第5号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第23号 令和2年度七飯町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（木下 敏） 日程第13 議案第23号令和2年度七飯町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） それでは、議案第23号令和2年度七飯町下水道事業会計補正予算（第2号）について、提案説明申し上げます。

今回の補正予算は、入札執行減などによる不用額の減額や決算見込みに伴う補正となっております。

まず議案の第1条は、令和2年度七飯町下水道事業会計補正予算（第2号）を次のとおりとする総則でございます。

第2条は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出についてでございます。

収入の総額でございますが、第1款下水道事業収益で1億3,210万円を減額し、7億4,630万円に。支出の総額を第1款下水道事業費用で1,975万円を減額し、7億2,450万円とするものでございます。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出について、本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,505万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額291万円。引き継ぎ金2,841万1,000円及び当年度分損益勘定留保資金2億373万5,000円で補填するものとす

る。」に改め、収入の第1款資本的収入で9,753万9,000円を追加し、2億4,073万9,000円とし、支出の次のページ、第1款資本的支出で880万5,000円を減額し、4億7,579万5,000円とするものでございます。

第4条は、予算第4条の2に定めた特例的収入及び支出の予定額を未収金及び未払い金の金額をそれぞれ5,009万6,000円及び4,500万7,000円に改めるものでございます。

第5条は、予算第6条で定めた企業債を変更する補正で、変更としまして、公共下水道事業のほか2件の起債について、限度額の総額を4,790万円から3,260万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法については補正前と同じでございます。

第6条は、予算第10条に定めた一般会計から水道事業会計への補助金を定めたもので、第1号収益勘定繰入金で4,489万3,000円を追加し、9,791万1,000円に。第2号建設改良繰入金で324万円を減額し、641万3,000円とするものでございます。

それでは、収益的収入及び支出の支出から御説明申し上げます。

9ページ目をお開き願います。

1款下水道事業費用1項営業費用1目処理場費は556万6,000円の減額で、内訳は、16節委託料で535万6,000円、19節修繕費で21万円の減で、決算見込みなどによるものでございます。

2目管渠費は275万3,000円の減額で、内訳は、11節燃料費から30節工事請負費まで、決算見込みなどによるものでございます。

3目流域下水道管理費は751万7,000円の減額で、内訳は、28節負担金で、流域下水道負担金の減でございます。

次のページの4目業務費は1万1,000円の減額で、内訳は、27節保険料で、決算見込みなどによるものでございます。

5目総係費は63万8,000円の減額で、内訳は、5節報酬から29節補助及び交付金まで、決算見込みなどによるものでございます。

6目減価償却費は52万1,000円の減額

で、内訳は、有形固定資産減価償却費の構築物機械及び装置、無形固定資産税減価償却費の流域下水道施設利用権で、設備の更新に伴い、償却資産が確定したことによる減額となっております。

2目資産減耗費は62万1,000円の追加で、内訳は、固定資産税除却費の機械及び装置、工具、機具及び備品で、当年度中の除却費が確定したことによる増となっております。

次のページの2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費は47万2,000円の減額で、企業債利息と借入金利息の決算見込みによる減額と、企業債手数料及び取扱費を増額するものでございます。

2目雑支出は608万円の減額で、その他雑支出の企業会計調整交付金などの決算見込みなどによるものでございます。

3目消費税及び地方消費税は328万7,000円の増額で、消費税及び地方消費税納付金の納付見込みにより増となっております。

3項特別損失1目過年度損益修正損は10万円の減額で、過年度下水道使用料還付金の減によるものでございます。

続きまして、収益的収入及び支出の収入の説明となります。

7ページにお戻り願います。

1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料は618万6,000円の追加で、下水道使用料が予算額に対し増収となる見込みによる追加。

3目その他営業収益は5万2,000円の追加で、森町下水道導入処理負担金の増額の見込みのための追加でございます。

2項営業外収益2目補助金は他会計補助金で、一般会計からの繰入金、収益勘定分の4,489万3,000円の追加。負担金は、他会計負担金で1億7,697万3,000円の減額で、分流式下水道等に要する経費分等の減額及び公営企業債適用償還分、その他基準内繰入金の追加。

4目長期前受金戻入は、減価償却費の確定により、補助金とその他長期前受金合わせて18万4,000円を減額。

5目雑収益は、不用品売却収益と、次のページ

のその他雑収益の減で、決算見込みで607万5,000円を減額するものでございます。

3項特別利益は、1目その他特別利益で、その他特別利益を1,000円の追加としております。

続きまして、資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

1款資本的支出1項建設改良費1目処理場建設費は2,191万3,000円の減額で、内訳は、委託料で処理場設備更新資材実勢価格調査委託料、施設改良費で浄化センター設備更新工事の社会資本整備交付金の交付額の減による事業料減や入札減などによる減額となっております。

2目管渠整備費は648万3,000円の減額で、内訳は、委託料で管渠整備用地測量業務委託料のほか2事業の入札減や、国道改良工事の延期などによる減額。施設改良費で、道道改良工事に伴う下水道管移設工事の入札減などによる減額。また、移設改良費で、汚水管渠新設工事支障物件移転補償費の減額となっております。

3目流域下水道事業費は346万1,000円の減額で、内訳は、建設負担金で、流域下水道整備事業負担金の入札減などによる減額となっております。

4目資産諸費は119万2,000円の減額で、内訳は、有形固定資産取得費で、処理場水質試験備品購入費での入札減などによる減額と、無形固定資産取得費で地上権設定費の減額となっております。

次のページで、2項企業債償還金1目企業債償還金は1,424万4,000円の追加で、企業債元金償還金で、企業債元金を繰り上げ償還するための追加となっております。

続きまして、資本的収入及び支出の収入についてでございます。

12ページとなります。

1款資本的収入1項企業債1目下水道事業債は1,530万円の減額で、内訳は、浄化センター設備更新事業のほか2事業債の事業費減に伴う減額。

2項出資金1目他会計出資金は1億3,062

万5,000円の追加で、一般会計からの出資金で、公営企業適用債分償還分と、その他企業債償還にかかる繰入金を増額。

3項補助金1目国庫補助金は1,354万円の減額で、社会資本整備総合交付金の処理場建設費分、管渠整備費分の確定に伴うものとなっております。

2目他会計補助金は324万円の減額で、建設改良費等繰入金の建設改良費分の減額となっております。

4項負担金等1目受益者負担金等は52万7,000円の追加で、公共下水道受益者負担金の予算額に対して増収となる見込みによる追加。

13ページの2目工事施工収入は153万3,000円の減額で、道道改良工事に伴う下水道管移設補償金の確定に伴うものとなっております。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

平松俊一議員。

○3番（平松俊一） すみません、1点だけ確認をさせていただきたいのですけれども、支出の管渠費の中、委託料が50万9,000円マイナスになっていますけれども、最近のいろいろニュースで、マスクが下水道に流されて、マンホールポンプなどで焼きつけを起こしているという例とかあったのですけれども、当町はそういう心配がなかったのか。それから、最新というのですか、ポンプの確認はどのくらい、例えば月に1回とか点検をやっていて、年度がわりで急にポンプが焼きつけを起こしたとか、そういう心配がないのかどうかだけ教えてください。

○議長（木下 敏） 上下水道課長。

○上下水道課長（笠原泰之） まず、マスクの件につきまして、ちょっとそういう今までコロナウイルス感染症が流行してから、そういうマスクが引っかかってポンプがどうのこうのという、ちょっと情報は今のところ入ってきておりませんというか、今現状、ない状態でございます。

ポンプの管理についてでございますが、一応ポ

ンプの管理は委託業者のほうに年間、通年で委託してありまして、もしポンプに何かあった場合は警報が入って、すぐ業者が駆けつけて点検するという内容でございます。また、大体マンホールポンプ一つにつき2台ポンプがついてございまして、それも定期的に、毎年というわけではないですけれども、順番に分解掃除だとか、そういう保守業務を行っておりまして、例えば1台壊れても、必ず2台ついておりますので、どちらかで対応できるという状態になっております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。
これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。
これより、採決を行います。

議案第23号令和2年度七飯町下水道事業会計補正予算（第2号）を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第24号 町道路線の認定について

○議長（木下 敏） 日程第14 議案第24号町道路線の認定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

土木課長。

○土木課長（佐々木陵二） それでは、議案第24号町道路線の認定について提案説明申し上げます。

道路法第8条第2項の規定により町道の路線を別紙のとおり認定するため、議会の議決を求めます。

今回は、新たに3路線の町道認定を行うものでございます。

それでは、議案書の後ろに添付しております町道路線認定調書と位置図により御説明させていただきます。

左上のほうに路線図番号1と記載されております位置図をお開き願います。

大中山62号、大中山63号、大中山64号でございます。この路線は、大中山コモンより少し札幌方向の湯出川寄りの場所で、開発行為により町に帰属されたものであります。

戻りまして、町道路線認定調書をご覧ください。

整理番号662の大中山62号は、起点、大中山4丁目196-103番地、終点、大中山2丁目228-3番地。総延長42.1メートル、道路幅員8.0メートルから15.6メートルでございます。

次の整理番号663の大中山63号は、起点、大中山4丁目223-6番地、終点、大中山2丁目227-1番地。総延長215.1メートル、道路幅員8.0メートルから14.7メートルでございます。

次の整理番号664の大中山64号は、起点、大中山2丁目228-49番地、終点、大中山2丁目226-9番地。総延長20.2メートル、道路幅員8.0メートルから14.7メートルでございます。

提案説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。
これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。
これより、採決を行います。

議案第24号町道路線の認定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第25号 令和2年度七飯町一般会計補正予算(第12号)

○議長(木下 敏) 日程第15 議案第25号 令和2年度七飯町一般会計補正予算(第12号)を議題といたします。

提案説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(悟楼 司) それでは、議案第25号令和2年度七飯町一般会計補正予算(第12号)について御説明申し上げます。

このたびの補正は、七飯町健康センターアップル温泉の源泉ポンプが令和3年2月20日に故障したことに伴う修繕費用の追加補正でございます。

第1条は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ618万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ160億4,546万2,000円とするものでございます。

続きまして、7ページの歳出を御覧願います。

4款衛生費1項6目保健センター管理費は、工事請負費は源泉ポンプ入替工事518万7,000円の追加。

14款予備費1項1目予備費は、今回のアップル温泉の温泉ポンプの購入に伴う充用により、予備費の残予算が104万2,000円となることから、今後の予見しがたい歳出予算の不足に備えるため、100万円の追加でございます。

次に、5ページの歳入に戻っていただきます。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は618万7,000円の追加でございます。

提案説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番(若山雅行) 2点ほどちょっと確認したいのですが、今回、源泉ポンプ入替工事をするということで、ポンプを新しく購入してあれしたと思うのですが、今現在使っている

古いポンプについては、これは資産価値というか、簿価とか残っているのか、それとも既に償却済みのものなのかどうかということと、今の時点ではちょっと難しいのかもしれないのですけれども、健康センターの決算見込みというのですか、プラスになるのか、とんとんのかとか、そのところをちょっと把握していたら感触を教えてくださいなというふうに思います。

以上です。

○議長(木下 敏) 福祉課長。

○福祉課長(村山徳收) まず、ポンプの簿価でございますが、特に簿価は、購入してから3年なのであれなのですけれども、実際に今、どのぐらいの評価になるかというのは、実際、故障したポンプが全く使えなくなったら簿価としてはなくなるのかなと思いますが、そこまでまだ現段階で分析といいますか、新しいポンプが来て、入れ替えて、それを分析してもらおうということまでしていないので、今現在では何とも言えないというところでございます。

今年度のアップル温泉の収支といいますか、歳入に対して支出で赤字なのか黒字なのかということでございますが、現在、黒字になるのではないかと、赤字になるなというふうには見込まれております。

以上でございます。

○議長(木下 敏) 若山雅行議員。

○15番(若山雅行) その壊れたポンプの価格というか、これはもう1回見てもらって、価値があるのかないのかあれだと思ってしまうのですが、今現在、帳簿上、価値として、資産として載っているのは、あるいは買った段階でもう全て償却してしまっていて、費用計上も終わっているのか、そのところで今現在の簿価というか、ポンプの簿価があるのかないのか。既に償却していれば収益に影響しないのだけれども、そうでなければ特別損失のような可能性になるのかなと、そこでちょっと確認をしたいなと思ったのですが、手元になれば、そういう回答で構いません。

○議長(木下 敏) 福祉課長。

○福祉課長(村山徳收) アップル温泉について、一般会計で実施している施設なので、実際、

企業会計ではないので、簿価というものはつけていないというところがございます。導入したときも、前は備品購入ではなく工事請負の一部として入っているの、備品扱いではなかったというところがございます。

以上でございます。

○15番(若山雅行) 終わります。

○議長(木下 敏) ほか、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 討論を終わります。

これより、採決を行います。

議案第25号令和2年度七飯町一般会計補正予算(第12号)を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16

報告第1号 令和3年度一般財団法人 北海道大沼国際交流協会事業計画及び 予算の提出について

○議長(木下 敏) 日程第16 報告第1号令和3年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

政策推進課長。

○政策推進課長(中村雄司) それでは、報告第1号令和3年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出について、地方自治法第243条の3第2項の規定により御報告いたします。

なお、この事業計画及び予算につきましては、本年2月12日に開催されました理事会、そして2月25日に開催されました評議会において承認

されたものでございます。

2ページの理事会議案第2号令和3年度事業計画についてでございます。

3ページから5ページの令和3年度事業計画を御覧ください。

表の左側の列にあるとおり、大きく分けて七つの定款上の事業を計画しているところがございます。「1、国際交流に関する調査及び研究並びに人材の育成」、「2、国際交流を促進するための各種行事、研修及び人物交流等の実施」、「3、地域の国際交流団体との連携、協力及び活動の振興」、「4、大沼国際セミナーハウス等の国際交流施設の広報・宣伝活動及び学会、研修会等の誘致」、「5、大沼国際セミナーハウス等の管理及び運営の受託、その他委託を受けて行う事業」、「6、自然観察会の実施、自然環境保護活動の指導者の育成等の自然環境保護活動の企画、実施並びに推進」、「7、その他この法人の目的を達成するために必要な事業」でございます。

地域における国際化及び国際理解を推進し、その体制を整えるために、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながらではございますが、感染予防対策を講じながら、各種交流事業を実施するほか、一般の方を対象とした英会話や、小学生を対象としたキッズ英会話講座など、従来からの事業の継続に努めてまいります。

また、施設のPRとして、コロナ禍の状況を見ながら、集客を図るコンサート事業等を引き続き実施するほか、コワーキングスペースを初めとした多用途利用など、企業等への利用誘致や、大沼観光の各種体験等と一体利用の提案なども行いながら、施設の有効活用を図ってまいります。

さらに、セミナーハウスの環境整備を行い、利用者にとって身近で入りやすい施設となるよう努めるとともに、大沼森林公園内の観察台、「森のテラス」や遊歩道を活用し、四季を通じた植物や野鳥の自然観察、環境に関する学習についても充実させてまいります。

詳細は、各項目の中央列、事業計画及び右側の列、事業内容の欄を御覧いただきたいと思います。

次に、6ページの理事会議案第3号令和3年度

予算についてでございます。

7ページの収支予算書総括表を御覧いただきたいと思えます。

令和2年度予算の総額は、収入支出ともに4,210万9,000円となっております。詳細については、8ページ以降の収支予算書で説明いたします。

収入の部、①基本財産運用収入でございますが、前年度と同額の443万3,000円を見込んでおります。内訳は、備考欄のとおりでございます。

次に、②会費収入でございますが、前年度と同額の198万円を見込んでおります。内訳は、備考欄のとおりでございます。

次に、③自主事業収入でございますが、前年度に比べ68万9,000円減の252万4,000円で、これはコロナ禍における事業規模縮小によるものでございます。

次に、④施設管理受託事業収入は、前年度に比べ197万2,000円増、3,157万1,000円で、七飯町からの指定管理料でございます。施設管理受託事業費の増額によるものでございます。

次に、⑤施設運用事業収入は、前年度に比べ78万円減の77万円で、これはコロナ禍における会議利用の減少によるものでございます。

次に、⑥基本財産収入として1,000円。

⑦雑収入は10万円。前期繰越収支差額につきましては、73万円の予算としております。

そして収入合計(B)でございますが、前年度に比べ73万3,000円増の4,210万9,000円でございます。

次に、9ページ、支出の部でございます。

①自主事業費支出は、会議費から雑費まで252万3,000円。前年度に比べ63万8,000円の減額でございます。これはコロナ禍における事業規模縮小によるものでございます。

次に、10ページ、②施設管理受託事業費支出につきましては、給料手当から雑費まで職員人件費と施設の維持管理費等で3,501万8,000円。前年度に比べ250万1,000円の増額でございます。これは主に給料、手当の増額による

ものでございます。前年度までは町から再任用職員を1名派遣がございましたが、派遣が終了となり、嘱託職員1名採用分の人件費の増額でございます。

次に、③管理費でございますが、会議費から雑費まで326万3,000円。前年度に比べ16万7,000円の増額でございます。これは委託費で、ホームページのリニューアルによるものでございます。

次に、④基金等積立金1,000円。

⑤退職給与引当預金支出95万4,000円。予備費35万円で、支出合計(C)が4,210万9,000円でございます。退職給与引当預金支出につきましては、職員の勤続年数による増額でございます。

当財団は、平成18年度から3か年ごとの大沼国際セミナーハウス等の指定管理を受託しており、このたび令和3年度から継続して6回目となる指定管理を受託しました。国際化の理解と観光振興に向けて、より一層の創意工夫により、さらなる活用と活性化に向けて進めております。町といたしましても、財団が南北海道における国際交流の牽引役、セミナーハウスが国際交流の拠点施設として、今は新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見通せない状況にありますが、ポストコロナにおける新しい常態においても持続可能なサービスを提供できるよう、側面から支援し、引き続き国際交流事業の推進を図ってまいりたいと考えているところでございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます、令和3年度事業計画及び予算についての御報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長(木下 敏) これより質疑を許します。

若山雅行議員。

○15番(若山雅行) 報告でございますので、ちょっと確認だけということであれですけれども、これの収入で施設管理受託事業収入3,157万1,000円というのは、これから我々が一般会計予算で決議して可決すればということで、前提ということでございますよね。これについてはこれから議論するものだというのでいいわけ

ですよね。

それと、先ほどの人員のところ、人件費が増えた理由のところを説明されていたのですけれども、これ、どうしても職員5名というか、増やさなければいけない状況なのかどうかということ、前年度まで韓国語の講座があったりしたのですけれども、それがなくなっている経緯というか、そういうもの。あと、支出の中に利用促進事業ということで、金額がちょっと増えていたりするのですけれども、これはどのようなものを少し増やそうとしているのか、このところをちょっと確認したいなと思います。

あと、ホームページ制作委託料とか、これは載っているのですけれども、金額は小さいのですが、これは新たにホームページをつくるという、そういうことに着手するということなのか。そこのところ。

あと、この事業計画について、昨年度と比較したら、ほとんど同じような内容で、ちょっと大変頑張っているのだと思うのですけれども、事業内容としては非常にちょっと厳しいものがあるのかなという感じがして、このままでいいのかどうか、そこのところをちょっと見解をお聞きしたいなというふうに思います。

追加した事業としては、6番目で、大沼森林公園内では老木の安全対策のため打音検査を行う、倒木はウッドチップや薪として活用するとか、そういうのが載っていたり、ちょっと意味が分からないのですが、児童を対象にしていたのを幼児を対象にとかと、そういうふうになって、ちょっと意味が分からないところもあるのですけれども、そこのところ、ちょっと御意見というか考えをお聞かせいただければなと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 会議時間も1時間を超えてきましたので、答弁に入る前に、暫時休憩したいと思います。

午後 2時01分 休憩

午後 2時15分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

報告第1号令和3年度一般財団法人北海道大沼国際交流協会事業計画及び予算の提出についての質疑を続けます。

若山議員に対する答弁より入ります。

政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、質問につきましてお答えさせていただきたいと思えます。

まず1点目の、3,157万円というところでございますが、こちらは議員おっしゃるとおり指定管理料となっております。12月の予算の際に債務負担設定をさせていただきまして、令和3年度の予算の中でも同額ということで予算計上しておりますので、今後の審議ということで、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、2点目、職員の人数等に関してでございますが、先ほど提案させていただきました内容は、昨年までは再任用職員ということで、1名、町から派遣をさせていただいていた内容で、今後もその部分につきまして、その部分が増額になるという趣旨でございますが、中身といたしましては職員5名おります。また、そのほか、臨時職員も1名ございまして、トータルで6名でございますが、実際のところで申し上げますと、人区といたしますか、そういったところでは、今回、令和3年度の予算の中では、臨時職員の部分につきまして、5日勤務のところを3日勤務だとか、そういった部分での調整などをしてございますので、できる限り今の体系というところをただそのままということではなくて、業務量全体を見通しながらの体制ということでございますので、御理解のほどお願いいたします。

続きまして、3点目、韓国語講座につきましてでございますが、こちらは一定程度成果が見えてきたというところで、実は韓国語講座がそのままなくなったということではなくて、サークル化に移行します。ですので、コミュニティといいますか、そういった形で今後引き続き行われていくところでございます。

4点目、利用促進事業の点でございますが、新年度の令和3年度で今予定しているといいますか、調整している最中のものがございますが、ま

ず7月の頭に沖縄民謡ですとか、そういったものを今企画してございます。また、7月の中には、「真っ白の闇」というような映画の鑑賞なども現在考えているところでございます。そして8月には、弦楽四重奏ということで、ワンコインのコンサート。そして、9月には落語ということも現在考えておりますので、そういった事業を行うことで利用促進を図ってまいりたいというふうに思っております。

続いて、5ページ、ホームページの作成委託でございますが、こちらはセミナーハウスのホームページ自体が、実はしばらくリニューアルとか、そういったことはされておきませんので、今回、町のホームページも更新されましたが、リニューアルをさせていただきたいというところがございます。近郊だけではなくて、遠いところからもホームページに少しでも接していただけるような形にしていまいりたいというふうに思っております。

そして、最後、事業計画は去年と見比べが一緒ではないかというような話でございますが、なかなかこちらのほう、コロナの部分で、新しい事業というのは難しいなというところであったのですが、考えさせていただいたところで、ウッドチップだとかというところで書かせていただきました。現場といたしましては、デイキャンプだとか、そういったものも今調整中でございまして、そういった部分がもし現実的になれば、そういったもの、来年だとか、そういった形で形になっていければいいのかなというふうに思っております。

また、自然環境保育の関係で、児童から幼児に変更があったという部分でございますが、実際、ここの部分につきましては、行っている事業が保育園だとかという園児さんもいらしたというところで、ただ、そういった意味では幼児という文言がちょっと不適切というのもございますので、子どもたちですとか、そういった表現だとかということでもとらえさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 若山雅行議員。

○15番（若山雅行） これを見たら、事業計画について、当協会ホームページを最新の情報とともにするということが計画の中に載っていますので、それにあわせてということだったので、僕が、すみません、見落としたのかなというふうに思います。

事業の活動とかということで、僕も近くなので、落語とか講談とかやるときには、ワンコインでやったりしていますので、行ったりして応援していたのですが、建物があるから何かやろうということで一生懸命努力はされているのですが、本来のセミナーハウスの活動を、初めて議員になってこれを見たときには、東京のほうで企業に研修とかそういうものを売り込みして何かできないかとかということがあったりしたのも載っていたのですが、コロナがもしないとしても、なかなか難しいなと思うのですが、この事業、本来の事業を拡大する抜本策といえますか、何かそういうものがないのかなと。この施設の中でもコワーキングスペースを初めとする多用途に施設を利用できるよう工夫し、施設の付加価値を高めるとか、そういう頑張ろうという言葉は載っているのですが、なかなかちょっと難しいのかなということで、この施設を今後どう生かしていくかという、そういうものも考える必要があるのかなと思ったりもするのですが、その辺はいかがでございましょうか。先ほどの質問に対する答弁はそれで十分でございますけれども。

○議長（木下 敏） 政策推進課長。

○政策推進課長（中村雄司） それでは、施設の有効活用という部分での点でお答えさせていただきたいと思います。

セミナーハウスの施設を箱として捉えたときに、実は会議室で、国際会議場というところで、実は大きくて、あまり利用活動が少ないというような部屋もございまして、現在、そういった部屋につきましては、椅子、テーブルを移動式にしまして、柔軟な対応にできるような形での運用なども図っておりますので、そういった意味では、以前よりも柔軟な対応ができるふうにはなってきたのかなと思っております。また、そういった部

分が、一つ、利用していただく際のPRの一つになるのかなというふうに思っていますので、そういったところは積極的にPRしてまいりたいというふうに思っています。

また、先ほどワーケーションの話、コワーキングスペースでございますが、現在、12月から試行ということで実施させていただいております。

12月の際は大体一月で28名の利用、そして1月、2月ということで、ちょっと20名程度になってきておりましたが、そういった部分も今後の働くスタイル、働く形としましては、魅力的な形になろうかなというふうに思いますので、そういった部分を押し進めてまいればなと思っていますので、御理解のほどよろしく願います。

以上でございます。

○15番(若山雅行) 終わります。

○議長(木下 敏) ほか、質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木下 敏) 質疑を終わります。

以上で、本件は、報告済みといたします。

日程第17

議案第2号 令和3年度七飯町一般会計
予算

日程第18

議案第3号 令和3年度七飯町国民健康
保険特別会計予算

日程第19

議案第4号 令和3年度七飯町後期高齢
者医療特別会計予算

日程第20

議案第5号 令和3年度七飯町介護保険
特別会計予算

日程第21

議案第6号 令和3年度七飯町土地造成
事業特別会計予算

日程第22

議案第7号 令和3年度七飯町水道事業
会計予算

日程第23

議案第8号 令和3年度七飯町下水道事 業会計予算

○議長(木下 敏) 日程第17 議案第2号令和3年度七飯町一般会計予算、日程第18 議案第3号令和3年度七飯町国民健康保険特別会計予算、日程第19 議案第4号令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算、日程第20 議案第5号令和3年度七飯町介護保険特別会計予算、日程第21 議案第6号令和3年度七飯町土地造成事業特別会計予算、日程第22 議案第7号令和3年度七飯町水道事業会計予算、日程第23 議案第8号令和3年度七飯町下水道事業会計予算、以上7件、すなわち令和3年度七飯町一般会計予算、各特別会計予算及び企業会計予算を一括して議題といたします。

なお、この後、令和3年度予算審査特別委員会の設置が予定されていることから、詳細な提案説明及び質疑は省略し、議案第2号から議案第8号までの令和3年度七飯町一般会計予算、各特別会計予算及び企業会計予算の総括説明と総括質疑にとどめることを御承知願います。

それでは、議案第2号から議案第8号までの総括説明を求めます。

総務財政課長。

○総務財政課長(悟楼 司) それでは、令和3年度一般会計、各特別会計並びに水道事業会計、下水道事業会計の当初予算総括について御説明申し上げます。

あらかじめお配りしてございます令和3年度当初予算説明資料に基づき御説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

令和3年度の一般会計及び4特別会計並びに企業会計となる水道事業会計、下水道事業会計の状況でございます。

前年度の当初予算額、令和元年度歳出決算額との比較を行っておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

令和3年度の当初予算額は、一般会計が109億4,000万円で、前年度と比べ、比較増減欄、①=A-Bの欄になりますが、10億6,000万円減。一つ飛ばしまして、令和2年度当初

予算との比較では8.8%の減でございます。

次に、特別会計ですが、国民健康保険特別会計は33億4,670万円、前年度と比べ1,670万円、0.5%の増となっております。

後期高齢者医療特別会計は4億5,250万円で、前年度と比べ1,500万円、3.4%の増でございます。

介護保険特別会計は28億1,200万円で、前年度と比べ6,600万円、2.3%の減でございます。

土地造成事業特別会計は100万円で、前年度との増減はございません。

4特別会計合計で66億1,220万円、前年度と比べ3,430万円、0.5%の減となっております。

次に、企業会計でございます。

水道事業会計は、収益的収入は5億2,050万円、前年度と比べ30万円、0.1%の減でございます。収益的支出は4億5,950万円、前年度と比べ720万円、1.6%の増となっております。資本的収入は2億1,878万1,000円、前年度と比べ6,111万9,000円、21.8%の減となっております。資本的支出は4億1,018万1,000円、前年度と比べ4,831万9,000円、10.5%の減となっております。

次に、下水道事業会計は、収益的収入は7億4,390万円、前年度と比べ1億3,450万円、15.3%の減でございます。収益的支出は7億2,450万円、前年度と比べ2,050万円、2.8%の減となっております。資本的収入は2億8,960万円、前年度と比べ1億4,640万円、102.2%の増となっております。資本的支出は4億9,140万円、前年度と比べ680万円、1.4%の増となっております。

なお、下水道事業の令和元年度決算額は、公営企業法適用前のため、斜線表示としてございます。

次に、2ページでございます。

左上段の①が、一般会計当初予算額及び決算額の推移で、平成29年度から令和3年度までの状況をグラフと表で示しております。また、下段に

は、令和3年度一般会計当初予算の歳入財源構成比、歳出目的別構成比及び歳出性質別構成比の状況を③から⑤として円グラフで示しております。

次に、3ページは、令和3年度一般会計当初予算の歳入歳出の状況でございます。

(1)の収入でございますが、令和3年度当初予算の1款町税から21款町債までの合計109億4,000万円の款別の内訳でございます。

令和3年度当初予算額、令和2年度当初予算額及び令和元年度歳入決算額を載せ、比較してございます。

主な項目について説明いたしますが、表の右側、比較増減欄の令和2年度当初予算との比較(①=A-B欄)及び一つ飛ばして、令和2年度当初予算との比較(①-B×100)の欄を順に御説明申し上げます。

1款町税は、前年度に比べ3億484万9,000円、10.3%の減でございます。主たる増減の要因として、新型コロナウイルス感染症の影響により、全体的に減額しているもので、町民税では、個人分は9,933万9,000円、9.7%の減。法人分は2,955万2,000円、18.5%の減。固定資産税では、前年度に比べ1億3,168万8,000円、9.1%の減となるほか、軽自動車税では、環境性能割で1,185万3,000円の減、たばこ税が2,010万3,000円の減。入湯税は1,452万8,000円の減でございます。

2款地方譲与税から9款地方特例交付金までは、国の地方財政計画等を参考に計上しております。それぞれ新型コロナウイルス感染症の影響により減額計上しているところでございますが、5款法人事業税交付金は、前年度に比べ1,540万円、128.3%の増。9款地方特例交付金は、前年度に比べ1億3,883万9,000円、816.7%の増。これは令和3年度、新たに新型コロナウイルス感染症対策として地方税の減収を補填する特別交付金が創設されたため、増額となっているものでございます。

次に、10款地方交付税は、前年度に比べ3,000万円、0.9%の減でございます。地方財政計画及び基準財政需要額と基準財政収入額を試

算しての計上でございますが、国の予算動向などにより、交付税措置につきましては極めて流動的で不透明な要素が多いところでございます。

13款使用料及び手数料は、前年度に比べ401万7,000円の減でございます。

14款国庫支出金は、新型コロナウイルスワクチン接種負担金、重層的支援体制整備交付金などの増により、前年度に比べ6,400万5,000円、4.1%の増でございます。

15款道支出金は、農業費補助金などの減により、前年度に比べ3,024万8,000円、2.7%の減でございます。

16款財産収入は、前年度に比べ770万7,000円、19.5%の減でございます。

17款寄附金は、前年度対比7,000万円、233.3%の増で、総務費寄附金としてふるさと納税での増額でございます。

18款繰入金は、財政調整基金は前年度予算同様、繰り入れをしないことから、新年度当初予算は項目出しの1,000円。森林環境譲与税は、森林事業のため1,000万円。特別会計繰入金として、介護保険特別会計繰入金は2,710万5,000円の計上で、介護保険特別会計で実施される事業に国の補助金である重層的支援体制整備交付金を一般会計で受け、特別会計に繰り入れるものでございます。

20款諸収入は、貸付金元利収入で、地域総合整備資金貸付金収入の減などにより、前年度に比べ381万8,000円、2.3%の減でございます。

21款町債は、防災行政無線の整備のため、災害対策等整備事業債の皆減、道路橋梁債などの減により、前年度に比べ9億3,560万円、59.8%の減でございます。

(2)の歳出につきましても、令和3年度当初予算の1款議会費から14款予備費までの合計109億4,000万円の款別の内訳でございます。令和3年度当初予算額、令和2年度当初予算額及び令和元年度決算額を載せ、比較をしております。各項目について、前年度当初予算との比較を中心に説明いたします。

1款議会費は、前年度比174万1,000

円、1.7%の増でございます。2年に一度の議会研修旅費で、前年度対比360万円の増が主な要因でございます。

2款総務費は、前年度比5,331万3,000円、12.2%の増でございます。衆議院議員選挙執行費、総合行政情報システム等自治体クラウド移行委託料などの増が主な要因でございます。

3款民生費は、前年度比2,865万5,000円、0.7%の増でございます。今年度から事業実施する重層的支援体制整備事業の増などによるものでございます。

4款衛生費は、前年度比7,159万3,000円、8.8%の増でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業や、母子保健事業として5歳児健診や、新生児聴覚の事業の開始に伴う増でございます。

5款労働費は、新年度と同様となっております。

6款農林水産業費は、前年度比2億4,786万4,000円、76.6%の減でございます。農業支援対策費で、13款所得向上支援事業補助金の皆減、道営農業基盤整備事業費の減などが主なものとなっております。

7款商工費は、前年度比1,786万7,000円、11.1%の増でございます。ふるさと納税事業が増の要因ですが、減額として、町内イベント経費をコロナの状況により補正対応としたものもございます。

8款土木費は、前年度比1,740万5,000円、1.6%の減でございます。今年度、新たな事業として、久根別3号橋架替工事関係による増のほか、社会資本整備総合交付金事業費、下水道事業会計繰出金などでの減が主なものとなっております。

9款消防費は、前年度比8億3,341万8,000円、57.8%の減でございます。防災行政無線の整備に伴う防災行政無線整備管理費の減額が主なものとなっております。

10款教育費は、前年度比1億2,395万7,000円、16.2%の減でございます。軍川小、大沼小学校体育館の解体工事完了による減のほか、教育支援員の報酬等を職員給与費から移行

したことによる増が主なものとなっております。

11款災害復旧費は、前年度と同額となっております。

12款公債費は、前年度比1,110万4,000円、0.8%の減でございます。元金で5,000円の減、利子で1,109万9,000円の減となっております。

13款職員費は、前年度比442万1,000円、0.3%の減でございます。重層的支援体制整備事業に伴い、介護特別会計職員を一般会計化したことによる増と、教育委員会教育支援員を教育費に移行したことによる減がございます。

14款予備費は、前年度費500万円の増となっております。今年度のイベント等事業においては、新型コロナウイルス感染症の状況を見きわめながら対応してまいります。4月から6月初めの事業に対応するため、増額をするものでございます。

次に、4ページ及び5ページを御覧いただきたいと思っております。

一般会計当初予算の歳入歳出を性質別経費に振りわけた状況を示すものでございます。

4ページは、歳入の状況で、科目ごとに臨時的収入と経常的収入、さらにそれぞれを一般財源と特定財源に振りわけた表となっております。

5ページは、歳出の状況で、人件費から予備費までを性質別に振りわけております。

義務的経費の1の人件費は約18億8,000万円で、前年度に比べ8,027万6,000円、4.7%の増でございます。これは介護保険特別会計の職員人件費が、今年度から新たに行う重層的支援体制整備事業の実施のため、一般会計へと移ることなどから増となっております。2の物件費は約13億7,000万円で、前年度に比べ1億7,000万円ほど、14.5%の増でございます。5の補助費等は約11億9,000万円で、前年度に比べ5,400万円ほど、4.4%の減でございます。6の公債費は約13億2,000万円で、前年度に比べ1,110万円ほど、0.8%の減でございます。7の積立金は約75万円ほど、20万5,000円の増となっております。

す。

一方、資本的経費でございますが、約7億9,000万円で、前年度に比べ11億5,200万円ほど、59.3%の減でございます。経常収支比率は92.0%で、前年度に比べ0.6ポイント減となっておりますが、経常収支比率が上がることをないよう、引き続き事業執行に努めたいと考えているところでございます。

次に、6ページから7ページまででございます。

一般会計予算歳出の性質別経費のうち、投資的経費の状況の内訳を記載したものでございます。

主なものとして、民生費では、介護予防サービス計画策定委託料として863万6,000円。農林水産業費では、滝ノ沢林道用地購入費で1,252万円。町有林管理等委託料2,180万円。土木費では、飯田町8号線改良事業で7,500万円。峠下2号線改良事業で1億3,000万円。久根別3号橋架替工事で1億5,730万円。河川環境整備工事で3,000万円。冬トピア団地長寿命化工事1億7,206万円などとなっております。

次に、8ページから9ページまででございますが、一般会計予算歳出の性質別経費のうち、補助費等の状況を内訳として記載したものでございますので、御覧いただきたいと思っております。

次に、10ページは、一般会計予算歳出の性質別経費のうち、扶助費、繰出金の内訳となっております。前年度予算額との対比を行っております。

次に、11ページは、一般会計の町債発行額、現在高の状況でございます。

一般会計の令和3年度発行予算額は、E欄の合計6億2,930万円で、前年度発行見込額B欄の17億9,500万円と比べて、11億6,570万円、約65.0%の減でございます。減となる主な要因としては、軍川小、大沼小学校体育館解体工事、防災行政無線の整備等にかかるものでございます。また、地方の財源不足を補うために発行が認められております臨時財政対策債は、前年度よりも6,280万円増の3億7,000万円を発行するものでございます。

次に、12ページは、一般会計における基金積

立金、繰入金の状況でございます。

令和2年度は、令和3年2月末現在、現計予算での各基金の支消見込みの内訳については、表の左側に記載してございます。右側の令和3年度につきましては、財政調整基金の項目出し分1,000円。特定目的基金であります森林環境譲与税基金は、森林環境譲与税活用事業充当分として1,000万円の繰り入れとしてございます。各年度末の現在高等については、記載のとおりでございます。

13ページは、平成29年度から令和2年度までの決算及び現計予算の推移と、令和3年度の当初予算の状況でございます。

最後に14ページが、各種財政指標等の推移となっております。

以上、簡単でございますが、令和3年度当初予算説明資料からの総括説明とさせていただきます。

○議長（木下 敏） これより、議案第2号から議案第8号までの総括質疑を許します。

なお、詳細な質疑については、先ほども申し上げましたが、この後、令和3年度予算審査特別委員会の設置が予定されていることから、質疑は財政にかかわる総括的で一般的な事項といたします。

質疑を許します。

田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） それでは、何点かちょっとお聞きをしていきたいと思っておりますけれども、まず、この総体的な109億円の予算、これにつきまして説明があったわけでありまして、いろいろな課題といいますか、財政が非常に厳しいという中で、見せていただきましたけれども、その中で特に、まず余剰金ができる可能性があるのかどうか。これはなぜそうなのかという、やはり3億円という税が減収、そういう中で一般財源が本当に確保できていくのかどうか。これ、できなければ大変なことになります。確かに昨日あたりもその前も、なかなか厳しいという話は聞くのですけれども、予算を執行する上で、本当に、端的に言えば税が増えて余剰金ができる、歳入が増えて歳出がちょっと抑制するという、そういうバ

ランスの中で余剰金が出ていくわけですから、そういう意味で、本当にこの予算の形の中で余剰金が出て、財調に、あるいは各特定の基金に貯金が出ていくのか。各基金を見ますと、預金利子がずらっと並んでいるというだけで、本当に、例えば財調などにしましても、7億円目標にという話ですけども、今現在では4億8,000万円くらいだと。そういう中では、3億円ぐらい、どういうふうにつくっていくのか。端的に言えば、3億円を、今年度つくるというわけではないですけども、3億円をつくるということになれば、余剰金を6億円つくって、2分の1以上、地財法でうたわれている金額を入れるという話になれば、なかなか6億円を余剰金として出していくというのは難しいのではないかと思います。そういう意味では、ますます財政というのが厳しくなってくる。そういう意味では、やはり余剰金ができるのかというのと同時に、基金積立金ができるのか、これも同等だと思うのですけれども、そして公債費の目減りという、それが本当にできるのだろうか。現在、145億6,218万2,000円、これは令和2年度末の数字でございますけれども、そのうち令和3年では約14億円返済。14億円返済して、そのままではなくて、借入金もまた6億2,930万円。ですから、なかなか回っていても、目に見えるような借金が減っていかないというのが事実なのですね。このままでいくと8億円ぐらい減るかも分からないですけども、実質、なかなか難しい。

そして現在、償還額が14億円、これもまた大きい金額で、なかなか、これは返さなければだめなのですけれども、この分、大きい分、やはり町民のサービス、こういったようなものにしわ寄せがじわじわと私は来ているのではないのかなと。

そして、福祉の基金も、ここに記載してありますが、非常に厳しい。何かできた場合、本当にどうするのだろうか。これでいきますと、9,491万4,000円、1億円を切っている。様々な福祉対策が今叫ばれている中で、税収が減って、基金が減ってという、こういう現状の中での予算という現状であります。前は話の中では、起債の利率、少しでも安いところを探しま

しょうというような話がありましたけれども、昨年、今年、令和3年度、起債の借入れがあったと思いますけれども、実際、利率は下がっているのかどうか。そこら辺、後でもいいですけれども、そういう姿勢を堅持しているかどうか、そこら辺をちょっと教えていただきたい。

それから、減債基金についても1億5,807万1,000円。1億5,000万円しかない。14億円返しているのです。非常にこういうふうな実態が出てくると、町民は非常に不安だと思うのです。要するに借金と貯金のバランスがとれていないと私は思うのですけれども、そこら辺、やはりきちっと見解を述べていただきたい。

それから、歳入歳出だけではなくて、やはり一番大事な要になるのは基金なのですね、困ったときに。困ったときに使えないという話になれば、これまたどうにもならない。そういうことを考えると、やはり基金に対して、令和3年度、どういったような姿勢で臨むのか、これをお話したいかと思います。

それから、歳出ですけれども、去年は投資的事業以外、投資的事業は16.2%占めていました。今年については7.2%。確かに落ちていますが、投資的事業以外、例えば経常的なもの、それ以外に分類されるもの、これについては92.7%。去年は83.8%。非常に経常経費比率ではないのですけれども、投資的以外の絶えずかかる経費が非常に割合的に多くなってきている。首がだんだん回らなくなってきているのではないか。そういう実態があるけれども、そこら辺をどういうふうに分析しているか。

そして、最後になりますけれども、令和2年度の決算見込みの中で、繰越金は幾らぐらいを想定されているのか、これをお聞きしたいと思います。繰越金がたくさんあれば、それなりのまた動きとか、対応策がいろいろ見えてくると思いますので、そこら辺、分かる範囲の中で、繰り越しの金額、教えていただきたいと思います。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（悟楼 司） それでは、順にお答えしてまいります。

まず、今年度の予算の中で、余剰を見込めるの

かというところの御質問でございました。先ほど来、説明をいたしましたけれども、今年度は地方税が3億円減ることから、なかなかやっばり収入が3億円減るところから、収支の均衡を合わせると、当初予算でも基金を極力入れないということで財政調整基金については項目出しの1,000円ということでしたこととございます。当初予算の中では余剰金を見込んだ予算の算定とはなってございません。そこについては、今後、先ほど田村議員のほうからお話のありました、令和2年度の決算見込み、これもまた今まだ年度中でございますので、金額的には動く可能性もありますけれども、財政的に見込んでいるのが約1億円程度ではということとございます。ですので、半額を基金に積むということにルールはありますけれども、その5,000万円については、今後、使用できる、使っていける原資として考えてございます。

また、今の地方交付税につきましては、今年度も当初予算として上げてございます。そこら辺も、地財計画をもとに計算をしておりますけれども、ここも少し4月ぐらいには交付金が確定した段階で少し出てくるのではないかというような見方もしてございます。ただ、これも全然確定したものではありませんので、幾らぐらいというのはなかなか言えませんけれども、今より多くなるのではないかというような見込みを立てているところでございます。

続いて、借金するときの、起債するときの利率については、当然、いろいろな、私ども借りる上で、政府の機関だとかいろいろのところを見ながら、財政投融资の利率なども参考にしながら、今、各借入先との協議をしているところでございます。やっぱり低いところを探して探しながら対応しているところでございます。

あと、公債費の関係ですけれども、今年度、公債費としては、予算的には13億3,000万円程度。一方、地方債として今年度歳入を見込んでいるのが6億3,000万円ということとございます。したがって、その差額が7億円程度でございますので、これをずっと続けていければ、公債費というのはだんだん少なくなっていくというか、

借金の総額が減っていくという計画のもと、やってまいりたいというところで考えているところがございます。

基金全体のお話になります。それぞれ福祉基金が1億円を切っているとか、減債基金の1億6,000万円というようなお話もされてございました。これについても、先ほどの歳入歳出、単年度の歳入歳出のバランスを整えるということが、今、本当にそこを第一に今やってございます。歳入が多いときであれば増えていくでしょうけれども、先ほど申し上げましたとおり、町税が3億円少なくなってきたと、見込みもそういうふうになってきているということから、まずは基金を積みればいのでしょうかけれども、そういう状況には今ないというところがございます。

あと、経常経費が増えたというところがございます。ここも状況的には人件費の中で、今回、コロナワクチン接種の費用等も入ってございますので、その分で率を上げていくというふうに考えてございますけれども、ここら辺も議員おっしゃる、ここが上がってくると硬直化ということは私どもも理解しておりますので、ここは少しでも低くなるように財政運営をしていきたいというところでございます。

答弁漏れはありましたでしょうか。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） 今、説明ありましたけれども、余剰金が1億円、それはそれでいいわけですが、ただ、やっぱり基本的には、財調というのは本当に困ったときに、今年度は目出しぐらいしかできていない。そういう中での収支、確かに109億円というのを出していますけれども、非常にバランスの悪い、私は、収支は合っていますけれども、中身を見ると、ちょっとやっぱりどうなのかなという気持ちはあるのですよね。

その中で、特に税が3億円減収だというようなことでありますけれども、今年度の場合、令和3年度の場合の予算編成については、もう少し段階的に人件費を削るとか、人件費というのは給与を削るという意味ではなくて、もう少し職場の人員配置だとか、そういったようなものを見直すあれ

がないのかどうか。人件費を見ますと、横ばいできている。そういった場合に、例えばこれがいいかどうか私は分かりませんが、定員不補充だとか、そういう手法も過去何回かやってきている経緯もあるのですよね。ですから、そういう実質、節約はできるけれども、職員というか、そういう人方には直接迷惑がかからないような、そういう手法もあると思う。ですから、そういうものを生かしながら、とにかくやはり歳出を削っていく。

それから、確かに施政方針で出ていましたけれども、使用料であるとか手数料であるとか、分かりますけれども、もっとも何か、言葉の中ではいろいろ他の財源を確保するためにいろいろ考えますとかあるのですけれども、具体策が全く聞こえてこない。そう言えばちょっと失礼かも分かりませんが、ずっとそういう流れの中で、本当に具体的な新たな税の確保できる財源はあるのだろうか。それから、さっき言ったように、段階的に歳出をいかにカットしていくか、ここら辺の基本的な考え方、そこら辺の考え方の姿勢の置き方をいま一度ちょっと説明していただきたいと思っておりますけれども。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） それでは、再度お答えしてまいります。

まず、バランスが悪いという御指摘でございます。私どもも、やはり歳入がない中で、歳出をどれだけ落とし込んでいくかという中で、苦労してこの姿にしたところでございます。それは一定程度の評価をしていただきたいなという思いはございます。

その中で、一つとして、議員のほうから、人件費なども、定員不補充というものもあるのではないかというお話がされました。ここについては、今年度、職員、4人やめるのですけれども、それについては4月の採用は3人ということで、そこは1人少なくなっているという、そういうようなところももちろん私どもはしてございます。

また、歳入確保の観点でございます。先般の一般質問の中でも御質問がございました。この歳入確保も、いろいろ私どもできるところからやっ

てきている、使用料、手数料だとか、活用していない、今後活用しない不動産なども売り払いするだとかしているところがございます。本当に新しい税を導入して1億円も2億円も町の財政に寄与するようなものがあれば、それは取り組んでまいりたいと思っておりますが、なかなかそこは何が七飯町にとってベスト、ベターな選択なのかというのは、まだまだ見えてきていないところがございます。ちょっと時間がかかっているところも事実でございますが、それらについては、歳入、できるものをしながら、それら新しい財源確保についても、今後も引き続きやっていきたいと、探してまいりたいというところがございます。

また、歳入の確保ができない場合には、当然、歳出をいかに抑制をしていくかというところがございます。それについても、行財政改革の中で、今までも事務事業見直し等をしてございますので、今後もそれらの観点でやっていきたいというところがございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） 田村敏郎議員。

○5番（田村敏郎） なかなか難しい問題だと思うのですが、ただ、今、説明の中で、行財政改革というような話が出ましたけれども、昨日あたり、一昨年あたりも出ていましたけれども、第6次の行革だとか、あるいは職員の適正配置の問題、こういうものの話が出ていましたけれども、私ども議会のほうでは、なかなか内容はこういうものを言っているのか、手元に資料がないのですよね。ですから、そういうものに基づいてやりますとか、そういうものの考え方に沿ってとかと言われても、中身が分からないものですから、議論のしようがないという、ここら辺はやっぱりしっかりと私どものほうに説明をしていただかないと、きちっとした議論ができないので、そこら辺の考え方、最後をお願いします。

○議長（木下 敏） 総務財政課長。

○総務財政課長（倍楼 司） 今、議員からありました、第6次の行財政改革だとか職員の定員計画などにつきましては、議員のほうに御説明をしたいということで考えております。

以上でございます。

○5番（田村敏郎） 終わります。

○議長（木下 敏） ほか、総括質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 以上で、総括質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま一括議題となっております7件の案件、令和3年度七飯町一般会計予算、各特別会計予算及び企業会計予算について、慎重審議の必要性があると認められることから、議長を除く全員の議員で構成する令和3年度予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま一括議題となっております7件の案件については、議長を除く全員の議員で構成する令和3年度予算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。暫時休憩いたします。

午後 3時09分 休憩

午後 3時18分 再開

○議長（木下 敏） 休憩前に引き続き、再開いたします。

諸 般 の 報 告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告をいたします。

ただいま令和3年度予算審査特別委員会から委員長に川村主税議員、副委員長に稲垣明美議員を互選した旨の報告がありました。

この際、委員長就任の挨拶を求めます。副委員長も一緒をお願いいたします。

○13番（川村主税） ただいま皆様から御指名を受けました、予算審査特別委員会委員長の川村でございます。お隣に副委員長の稲垣議員でございます。議場の皆様のお力をかりましてしっかりやっていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（木下 敏） 就任の挨拶を終わります。

休 会 の 議 決

○議長（木下 敏） この際、お諮りいたします。

令和3年度予算審査特別委員会の審査のため、3月6日から3月18日までの13日間は休会といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、3月6日から3月18日までの13日間は、休会とすることに決定いたしました。

散 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 3時20分 散会